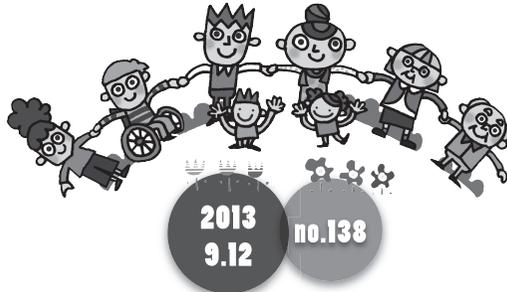


いんぷおめーしょん

# 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN



## Report

1

【詳報】国連・社会権規約委員会による第3回日本政府報告書審査  
～国際人権に対する日本政府の消極性と不誠実な姿勢～

社会権規約NGOレポート連絡会議 平野 裕二 1

2

遊びと親子の居場所支援  
第8回 東日本大震災子ども支援意見交換会 報告

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮崎 静香 9

3

第13回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告  
子ども国会実行委員会 報告書

子ども国会実行委員会 17

4

第13回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告  
子ども情報研究センター 報告書

子ども情報研究センター 22

Document 2013.6.10～2013.8.3

子どもの人権と教育関係の報道と記録から

27

Report

1

【詳報】

## 国連・社会権規約委員会による 第3回日本政府報告書審査

～国際人権に対する日本政府の消極性と不誠実な姿勢～



社会権規約NGOレポート連絡会議 平野 裕二

本紙前号（137号）で既報のとおり、社会権規約（経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約）の実施状況に関する日本の第3回報告書審査が2013年4月30日にジュネーブで行なわれ、5月17日には社会権規約委員会による総括所見が採択された。

日本政府は、上田英明・人権人道担当大使、阿部康次・外務省人権人道課長以下22名の代表団を派遣して審査に臨んだ。NGOからも、社会権規約NGOレポート連絡会議、日本弁護士連合会（日弁連）、ヒューマンライツ・ナウなど十数団体がロビイングと傍聴のために参加した。

日本の本審査に割り当てられた時間は午前（10～13時）・午後（15～18時）の6時間弱である。審査は、最初にクラスター1および2（1～9条）について、次にクラスター3および4（10～15条）について集中的に質疑応答を行なうというやり方で進められた。以下、各クラスターに関する質疑応答の概要を報告する（〔 〕内の数字は総括所見の段落番号）。なお、日本の報告書審査の担当（報告者）はエジプトのアブデルーモネム（Abdel-Moneim）委員が務めた。

### クラスター1

（1～5条：一般的実施措置／差別の禁止等）

国内法における規約の位置づけや裁判所による規約の適用について複数の委員から質問が出されたが、政府代表は、社会権規約は漸進的実施義務を定めたものであり、実施のスピードについては締約国に裁量が認められているという従前からの主張を繰り返すに留まった。これに対し、ある委員からは

「毎回同じ議論をしないで済むように、委員会の一般的意見3号（締約国の義務の性質）および9号（規約の国内適用）を参照してほしい」との要望が出され、それが総括所見にも反映されている〔7〕。

これとの関連で、個人通報手続等について定めた社会権規約の選択議定書を批准すれば政府や裁判所の姿勢も変わるのではないかという指摘も行なわれたが、政府代表は、司法制度・立法政策への影響や運用体制などの検討課題を挙げて「（受け入れの）是非について真剣に検討を進めていく」と述べるに留まり、すでに具体的検討を開始していた前政権よりも後退する姿勢を示した（総括所見では選択議定書への署名およびその批准の検討が促されている〔35〕）。

差別の禁止については、女性の再婚禁止期間や男女間賃金格差をはじめとする男女差別の問



題のほか、婚外子差別、アイヌ民族や被差別部落出身者への差別、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルおよびトランスジェンダー）への差別、障害者差別など、多岐にわたる問題が取り上げられ、「全般的な枠組み法としての差別禁止法」の制定を検討したか否かについても質された。この点について政府代表は、「憲法 14 条のもと、個別法令で差別を禁止している。法務省人権擁護機関も対応しており、包括的な差別禁止法を直ちに作ることは考えていない」

という趣旨の答弁を行なったが、一方、雇用・職業面での差別待遇を禁じたILO（国際労働機関）第 111 号条約の批准については、同条約に掲げられた差別禁止事由が国内法で網羅されていないことを未批准の理由に挙げており、矛盾は明らかである。

総括所見では、とくに「女性、婚外子および同性カップル」に対する差別的な規定の存在について懸念を表明され、法律の包括的な見直しおよび改正を促された〔10〕ほか、規約の全分野における「形式および実体的差別を解消し、かつ特別措置の実施について規定することを目的とした、差別の禁止に関する包括的法律」の制定を奨励された〔11〕。ILO 第 111 号条約の批准についてもあらためて検討を促された〔15〕ほか、雇用分野における障害者差別〔12〕、ジェンダー役割に関するステレオタイプの影響〔13〕についてもそれぞれ詳細な勧告が行なわれている（労働分野における男女差別については後掲・クラスター 2、アイヌ民族差別については後掲・クラスター 4 も参照）。

このほか、複数の分野にまたがる問題ではあ

るものの、東日本大震災・福島原発事故への対応についても、多くの委員がさまざまな角度から関心を示した。とくに原発事故の問題については、東海村 JCO 臨界事故（1999 年）等を背景として、前回は次のような指摘と勧告が行なわれていたところである。

「22. 委員会は、原子力発電所で事故が生じているとの報告があること、そのような施設の安全性に関して透明性が欠けておりかつ必要な情報公開が行なわれていないこと、および、原子力事故の防止および処理に関して全国規模および地域規模で事前の備えが行なわれていないことを、懸念する」

「49. 委員会は、原子力発電施設の安全性に関わる問題について透明性を向上させ、かつ関係住民に対してあらゆる必要な情報をいっそう公開することを勧告し、さらに、締約国に対し、原子力事故の防止および事故に対する早期対応のための計画の作成を促進するよう促す」

この点について、ある委員からは次のような質問が出された。

- ・日本は地震や津波の被害を受けやすいが、原発の代替エネルギー源を真剣に考慮してきたか。日本政府の対応が注目されている。
- ・被災者への対応について、たとえば放射性物質の被曝許容レベルが高いことなどが指摘されているが、規約上の義務とどの程度一致しているか。事故対応計画の策定の際に規約上の義務を考慮したか。

これに対して政府代表（外務省人権人道課長）は、エネルギー源については「ベストミックスを考えていく」、放射線量については「年間 1 ミリシーベルトというのは計画被曝状況に関する

るICRP〔国際放射線防護委員会〕の基準にしたがったもの」などと述べるばかりで、規約上の義務の考慮については具体的に触れずじま이었다。環境省代表もあらためて答弁を行なったものの、

「原子力災害対策指針ではIAEAやICRPの基準が参考にされており、また最新の国際的知見を積極的に受け入れることも規定されている」という趣旨のことを述べるに留まり、やはり規約については具体的に触れていない。報告書審査に対する無理解を露わにするやりとりである。

このほか、被災者遺族に対して支給される災害弔慰金について、ある委員からは次のように

- ・女性差別の観点からの質問が複数出された。災害弔慰金の支給額が、男性が圧倒的に多い生計維持者（500万円）とそれ以外の家族構成員（250万円）とで大幅に異なるのは女性に対する間接差別である。

- ・災害弔慰金は世帯主に一括して渡されており、個々のメンバーに配分されていないという指摘がある。

- ・犠牲者の遺族と語る協議体に女性が少ない。

これに対し、厚生労働省代表は、支給額が異なるのは、男女に関係なく生計を維持していた者が亡くなったかどうかによるものであり、間接差別には当たらないと答弁した。

驚かされたのは、質問者がこの答弁に失望を表明し、日本の社会慣習上、世帯主者はほぼ男性が占めているのではないかとあらためて指摘したのに対し、外務省人権人道課長が「日本の夫婦は、家計支出については奥さんに決定権があることが多い」旨の説明を行なったことである。答弁の趣旨がよくわからないという以上に、

人権について論ずる場で、このようなジェンダーバイアスのかかった因習的・通俗的認識を公言すること自体、差別問題に関する政府の認識・取り組みが著しく不十分であることの証左にほかならないと言えよう。

総括所見では、「災害対応、リスク軽減および復興のための取り組みに対して人権を基盤とするアプローチをとる」こと、とくに防災計画における差別の禁止を確保することなどが勧告され、次回報告書でも関連の情報およびデータ（「裁判を受ける被害者の権利」の保障状況に関する情報も含む）を提供するよう要請されている〔24〕。原発の問題についても、「安全性に関する諸問題についての透明性」を高めること、原発事故への備えをいっそう強化すること、とくに住民に対する情報の提供・開示を徹底すること、健康に対する特別報告者が2012年11月の訪問後に行なった勧告を実施することなど、より詳細な勧告が行なわれた〔25〕。

## クラスター 2

（6～9条：労働権／社会保障）

労働・雇用の分野では、前述のとおり、差別の禁止の観点から、障害者〔12〕および女性〔13〕について詳細な勧告が行なわれた。労働・雇用の分野における女性差別については、このほかにも、男女間の賃金格差がいまなお30ポイント近く開いていることについて委員から「受け入れられない」という厳しい見解が表明され、使用者の意識啓発、救済措置の整備、法執行の強化などが勧告されている〔19〕。いわゆる「不法就労者」を含む外国人労働者の待遇についても法令の強化と意識啓発が促された〔21〕。



労働条件との関連では、長時間労働、過労死、職場におけるいやがらせ等の問題が取り上げられている。過度な長時間労働の容認については前回も「重大な懸念」を表明され（パラ 19）、労働時間短縮のために必要な立法上・行政上の措置をとるよう勧告されていたが（パラ 46）、今回は過労死についてもあわせて懸念を表明され、「長時間労働を防止するための措置を強化し、かつ、労働時間の延長制限の違反に対して抑止的制裁が適用されることを確保する」べきである旨の、より具体的な勧告が行なわれた〔17〕。

なお、審査の場では、労働時間の短縮が所得の減少につながるべきではない旨の指摘が複数の委員から出されていた点に注意が必要である。これとの関連で、最低賃金の平均水準が「最低生活水準、生活保護給付額および上昇する生活費に満たない」という懸念を表明され、「労働者およびその家族が人間にふさわしい生活を送れることを確保する目的で、最低賃金水準を決定する際に考慮される要素を見直す」よう促された〔18〕にも留意することが求められる。

過労死とともに新たに取り上げられた職場におけるいやがらせ（ハラスメント）問題については、「必要な場合には、職場におけるあらゆる形態のいやがらせを禁止しかつ防止するための法令を制定する」ことが勧告された〔17〕。必要性については政府の判断に委ねた形になってはいるが、このような立法措置をとらないのであれば、法令を制定しなくとも職場におけるいやがらせを防止できたことを次回の報告書で立証しなければならない。なお、セクシュアルハラスメントについては、別途、「犯罪の重大

性に相応する制裁をともなったセクシュアルハラスメント罪を法律に導入する」ことなども促されている〔20〕。ドメスティックバイオレンスについても同様の勧告が行なわれているが（後述）、これは、刑法で個別具体的な罪名を設けることが社会に対する有効なメッセージを発することになるという判断に基づいたものである。

労働・雇用の分野では、この他、有期契約労働者の権利保障の問題についても勧告が行なわれた〔16〕が、審査で若干の話題になっていた失業の問題については、総括ではとくに触れられなかった。他方、懲役刑が国際的に禁じられた強制労働にあたるとして改正または廃止が促されている〔14〕。

社会保障については主に貧困との関係で問題にされたので、次のクラスターで取り上げる。

### クラスター 3

（10～12条：家族・生活水準・健康）

国際経済危機や国内不況の影響によって社会権の保障に悪影響が生じていないかどうかは、今回の審査を徹底する主要なテーマのひとつだった。

委員会がとくに関心を示したのは高齢者の貧困問題である。無年金・低年金問題や年金受給額の男女格差については前回の総括所見でも問題を指摘されていたが（パラ 23～24・50～51）、今回は、これらの問題に加え、「スティグマのために高齢者が生活保護の申請を抑制されていること」についても特段の懸念が表明された〔22〕。最近になって激しさを増してきた生活保護受給者バッシングを念頭に置いた指摘で

ある。総括所見では、最低年金額の保障に関する前回の勧告をあらためて繰り返した後、次のような勧告が行なわれた。

「……委員会はまた、生活保護の申請手続を簡素化し、かつ申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとるよう、締約国に対して求める。委員会はまた、生活保護につきまとうスティグマを解消する目的で、締約国が住民の教育を行なうよう勧告する。……」〔22〕

国会議員が率先してバッシングを煽るような言動を繰り返す状況にあって、時宜を得た重要な指摘と言うことができよう。

さらに、生活保護をはじめとする社会給付の切り下げについても、それがとくに弱者層の社会権の享受に及ぼす悪影響に懸念が表明され、次のような勧告が行なわれた。

「……委員会は、後退的措置は利用可能な最大限の資源を全面的に活用する中でのみとられることを確保するよう、締約国に対して求める。さらに、委員会は、締約国に対し、社会的給付の削減が受給者による規約上の権利の享受に及ぼす影響を監視するよう求める。委員会はまた、社会保障についての権利に関する一般的意見 19 号（2007 年）の para 42……に対して、締約国の注意を喚起する」〔9〕

一般的意見 19 号の para 42 では、次のように、社会給付の切り下げ等についての厳格な説明責任が求められている（川本紀美子訳）。

「42. 社会保障に対する権利に関連してとられた後退的な措置は、規約に基づいて禁じられているとの強い推定が働く。いかなる意図的な後退的措置がとられる場合にも、締約国は、それがすべての選択肢を最大限慎重に検討した後に

導入されたものであること、及び締約国の利用可能な最大限の資源の完全な利用に照らして、規約に規定された権利全体との関連によってそれが正当化されること、を証明する責任を負う。……」

貧困問題一般については、委員から「貧困と闘うための一般的計画は策定されているか」という質問も出されていた。この点については、国連・子どもの権利委員会からも、子どもの貧困に焦点を当てた内容ではあるが、「貧困の複雑な決定要因、発達に対する子どもの権利およびすべての家族（ひとり親家族を含む）に対して確保されるべき生活水準を考慮に入れながら、貧困削減戦略を策定すること」が勧告されていたところである（2010 年、para 67）。

この質問に対し、政府代表は、「アベノミクス」に代表される新政権の経済政策と、既存の社会政策について説明するに留まった。東日本大震災・福島原発事故への対応について問われたときと同様に、貧困問題について人権の視点から検討する姿勢がほとんどないことを露わにした答弁と言える。

また、ある委員からは日本の貧困者数が約 2000 万人にのぼるのではないかという指摘も行なわれたが、政府代表は、生活保護受給者が約 200 万人であることを挙げてその妥当性を否定した。「約 2000 万人」という数字は日本の相対的貧困率を総人口に乗じて算出された数字であり、いささか単純に過ぎることはできようが、相対的貧困の測定基準と生活保護支給の基準がそもそも異なっていること、生活保護の補足率が低いこと等を考えれば、生活保護受給者数をもってこの数字を否定することもできない。これもまた、貧困問題に対する政府の認

識の甘さを象徴する答弁であると言えます。

このほか、「従軍慰安婦」問題についても前回に引き続き取り上げられている。今回は、『従軍慰安婦』を代表する団体との協議にもとづき、被害者の期待を満たすような形で補償を行なう方法および手段に関して手遅れになる前に適切な取決めを行なうことが「強く勧告」されていた（パラ 63）。今回の審査で取り上げられたのは、こうした補償協議について進展がないどころか、保守派によるバックラッシュが起きていること、歴史教科書から「慰安婦」についての記述が削除されるなど教育面でも後退が見られること、元「従軍慰安婦」に対する誹謗中傷やヘイトクライム（たとえば、元「慰安婦」が暮らしている「ナムムの家」に、「売春ババア殺せ チョン斬れ」等の歌詞が含まれた曲のCDが送りつけられた事件）まで生じていること等の問題である。

政府代表は、賠償請求権については法的に解決済みであるとする公式見解を繰り返し、アジア女性基金を通じた取り組みについても説明したが、ある委員は、ドイツの対応を引き合いに出して「日本は戦争の際に起きた問題について法的責任をとろうとしない」などとさらに批判した。これに対し、上田人権人道大使が苛立ちを隠せず次のように述べたのが印象的である。「日独の対応の差に関してご指摘がありました。ドイツは東西に分裂したので国家賠償ができず、そのため西ドイツ政府がさまざまな対応をとってきました。これに対し、日本は個別の平和条約で賠償を行ないました。行なった、のです。その上で、この特別な問題に対しては特別に配慮して対応してきました。誤解があると

いけませんので、コメントしました」（趣旨）

また、歴史教科書については引き続き複数の教科書で「慰安婦」について言及されている旨の説明があったものの、他の誹謗中傷等についてはとくに答弁は行なわれなかった。総括所見では、元「慰安婦」による社会権の享受のためにはあらゆる必要な措置をとることに加え、とくに次のような勧告が行なわれている〔26〕。

「委員会はまた、『慰安婦』にスティグマを付与するヘイトスピーチその他の示威行動を防止するため、締約国が『慰安婦』の搾取について公衆を教育するよう勧告する」

ちょうどこの勧告が採択・公表されたところに橋本徹・大阪市長が「慰安婦」制度を正当化するような発言をしたこともあってメディアでも注目されたが、この勧告自体は橋本発言とは関係のない文脈で行なわれたものである（その後、5月21～22日に行なわれた拷問禁止委員会による日本の報告書審査では、橋本発言もあわせて「慰安婦」問題があらためて取り上げられた）。また、東京・新大久保等で行なわれている排外主義的デモとの関係でヘイトスピーチ（憎悪・差別扇動発言）の法的規制の議論が活発になりつつあるが、社会権規約委員会の勧告はあくまでも元「慰安婦」に対する誹謗中傷を問題としたものであり、ヘイトスピーチ一般について述べたものではない。

このほか、ドメスティックバイオレンスについては、セクシュアルハラスメントの場合（前述）と同様、「配偶者間暴力および夫婦間強姦が明示的に犯罪化されていないこと」に懸念が表明され、「夫婦間強姦を含む配偶者間暴力を犯罪化する」こと等が促された〔23〕。

## クスター4

### (13～15条：教育・文化)

教育分野では、中等教育・高等教育における無償教育の漸進的導入について定めた規約13条2項(b)(c)に対する留保が撤回されたこと(2012年9月)は前進であり、委員会も満足感を表明している〔5〕。

しかし、審査の場で政府代表も認めていたように、留保撤回のきっかけとなった高校授業料無償化制度はあくまで授業料だけを対象とするものであり、その他の費用までカバーするものではない。総括所見でも、中等教育の完全無償化を目的として「可能なかぎり早期に、入学料および教科書費を授業料無償化プログラムの対象に含める」が勧告された〔29〕。所見では触れられていないが、義務教育の完全無償化および高等教育の漸進的無償化についても取り組みを進めていくことが必要である。

高校無償化との関係では、当然のことながら、朝鮮学校が当該制度から除外されていることも問題にされた。この問題について朝鮮学校を差別する理由はないとして是正を求めた委員に対し、政府代表が除外を正当化するために挙げたのは次のような理由である。

- ・朝鮮学校が朝鮮総連と密接な関係にあり、その強い影響下で運営されている。
- ・拉致問題も起きており、そのような学校に対して国民の税金を使うことは国民の理解を得られない。
- ・朝鮮学校が一条校になるか、日朝の国交が回復されれば無償化の対象となる。
- ・韓国学校は無償化の対象になっているので、朝鮮学校を除外することは「民族差別」ではない。

除外が政治的動機によるものであることをここまで露骨に表明するのは国内的にもあまりなかったと思われるが、今回の審査の場では外務省人権人道課長および文科省代表の双方からこのような説明が行なわれた。拉致問題等について子どもに責任がないことについては、政府代表も「生徒に罪はないというのはごもっともです」という表現で認めており、このような政治的理由で、しかも世論を理由に挙げて差別を正当化することは規約の趣旨・目的と両立しないと思われる。総括所見では、「高校教育授業料無償化プログラムから朝鮮学校が除外されていること」は「差別である」と断じられ、朝鮮学校の生徒への適用がはっきりと促された〔27〕。

このほか、外国人の子どもの不就学問題については、「義務教育の状況の監視を、法律上の地位に関わらず締約国の領域内にいるすべての子ども(国民ではない子どもを含む)に対して適用する」ことが促されている〔28〕。外国人の子どもが日本の一条校に通っているかどうかに関わらず、子どもがしかるべき形で義務教育を受けているかどうか確認し、そうではない場合に適切な対応をとることは日本政府の責任だという趣旨である。

また、アイヌ民族については、アイヌ民族が社会権の享受に関して依然として不利な立場に置かれていること、とくに「アイヌ語が消滅の危機にあること」について懸念が表明され、アイヌ民族の生活水準向上のための措置、とくに雇用・教育の分野における追加的特別措置、アイヌ語の保全・振興のための措置などが勧告された〔30〕。これらの差別是正措置は「北海道外在住のアイヌ民族に対しても適用する」こと



が求められている。

一方、前回の所見では教育について次のような詳細な勧告が行なわれていたことを思えば、今回の所見には物足りなさを感じざるを得ない。

「58. 委員会は、締約国が、委員会の一般的意見第 11 号および第 13 号ならびに子どもの権利に関する委員会の一般的意見第 1 号を考慮にいれながら、教育制度の包括的再検討を行なうよう強く勧告する。このような再検討においては、あらゆる段階の教育がしばしば過度に競争主義的でストレスに満ちたものとなっており、その結果、生徒の不登校、病気、さらには自殺を生じていることにとくに焦点が当てられるべきである。

59. 委員会は、締約国に対し、学校教科書その他の教材において、諸問題が、規約第 13 条 1 項、委員会の一般的意見第 13 号および子どもの権利に関する委員会の一般的意見第 1 号に掲げられた教育の目的および目標を反映した公正なかつバランスのとれた方法で提示されることを確保するよう、促す。

60. 委員会は、言語的マイノリティに属する生徒が相当数就学している公立学校の正規のカリキュラムに母語による教育を導入するよう強く勧告する。委員会はさらに、締約国が、マイノリティの学校およびとくに朝鮮学校が国の教育カリキュラムにしたがっている状況においては当該学校を公的に認め、それによって当該学校が補助金その他の財政援助を得られるようにすること、および、当該学校の卒業資格を大学入学試験の受験資格として承認することを勧告するものである。」

審査自体、予定の終了時刻まで 20 分ほどを残す午後 5 時 40 分過ぎに終了し、委員会の側の熱意や問題意識についても疑問が生じる状況であったことは事実である。

次回・第 4 回報告書の提出期限には 2018 年 5 月 31 日が指定された [37]。

なお政府は、拷問禁止委員会が「慰安婦」について行なった勧告について、「法的拘束力を持つものではなく、……締約国に対し、当該勧告に従うことを義務付けているものではないと理解している」旨の答弁書を閣議決定している（2013 年 6 月 18 日付、紙智子参議院議員の質問主意書に対するもの）。自由権規約委員会に関連勧告についても同様の答弁書が閣議決定されており（2009 年 1 月 13 日付、谷岡郁子元参議院議員の質問主意書に対するもの）、そのこと自体は間違っていないものの、人権条約の締約国として、また国連人権理事会の理事国として、人権条約機関の勧告をないがしろにしようとするこうした姿勢は問題である。人権条約（機関）に対する政府の対応は過去に比べても後退が目立っており、こうした姿勢そのものも厳しく問題にしながら、総括所見のフォローアップに取り組んでいくことが必要となろう。

◆社会権規約委員会が採択した総括所見の日本語訳全文は筆者のサイトを参照。

<http://www26.atwiki.jp/childrights/pages/234.html>

Report

2

遊びと親子の居場所支援

## 「第8回 東日本大震災子ども支援意見交換会」 (2013.5.30)報告

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮崎 静香



5月30日に東日本大震災子ども支援ネットワーク（以下NWと略す）の主催による第8回東日本大震災子ども支援意見交換会が参議院議員会館地下1階109会議室で行われた。今回は未だ整備が進まない子どもたちの遊びの環境や集いの場、支援者を失った親子を地域で支える居場所や子育て支援について、被災三県での企業やNGOの取り組みの報告を受け、情報の共有と・意見交換が行われた。当日は、衆・参の国会議員関係者23名を含め合計70名の参加であった。

司会は、森田明美さん（NW事務局長）と荒牧重人さん（NW運営委員）。

### 1. 被災地における遊びと 親子の居場所支援

企業による遊びバスの巡回：中山弘子  
(イケア・ジャパンKK)

イケアでは、震災直後の初期段階から避難所に緊急物資として日用品や生活物資を支援。また、子どもたちの心のケアを目的としてソフト玩具（柔らかい素材の玩具）を提供し、イケアだからできる支援を目指してきた。仮設住宅への移住が行われる頃には生活必需品の配布を行った。昨年9月には、仙台市泉区に非営利震災支援として出来る限り安価で買い求めやすい生活必需品を取り揃えたミニ店舗（通常の20分の1規模の店舗）をオープン。

長期支援の必要性から2つの支援も立ち上げた。一つ目は2012年3月から2年間の期限で行われている「東日本こどもプロジェクト」。世界26か国433店舗のすべての店舗の企業理念にあるように「世界で一番大切な存在」である子どもたちを長期に渡り支援する。2年にわたり2億5千万円の活動資金をもとに、①保育環境への支援 ②遊びの支援 ③学習環境への支援 の3点に渡った活動で、特に①と③については、イケアの本業である家具や雑貨の配布する。二つ目は地元の雇用を促進し、生活基盤を築くことを目的とした取り組み「東北イニシアチブ」。

震災後の子どもたちは、心身の成長に不可欠な「遊び」がスムーズに行えない状態にあった。そこで、思いっきり遊べるハッピー・プレイバ



スのプログラムを実施。マイクロバスの座席を取り外した空間にイケアの遊具・玩具を積み込み、幼稚園・保育園または児童施設などを訪問。日頃は触れることができないようなたくさんの遊具・玩具を用意し、震災後に遊ぶ機会や場所が少なくなったお子さんたちが思いおもいの遊びを思う存分楽しみ発散することができる。また異文化への関心を持つきっかけ作り、またスウェーデンの企業という特色を活かし、「スウェーデンの森の動物クイズ」や「着ぐるみの登場」などを織り交ぜ、取り組みやすい工夫も行う。

出来ること当たり前に行えることでサポートをしたい、安全と機能性を兼ね備えたキッズ商品の震災支援の活用化を目的に取り組むために、支援に必要な専門的知識と現場でのニーズの把握に努めた。

社員ボランティア 104 名が合計 60 回 55 か所を回り、子どもたちと遊ぶ活動を展開。今年度 6 月からは福島県を中心に活動を展開する予定。今まではこちら側が主導し活動を展開してきたが、原発被害を受けた福島の方々にとってコミュニティが非常に重要であることを踏まえ、今後は後方支援という形で取り組みたい。

今後の課題としては、企業からの支援のスタンスとして、企業の得意分野を活かす、期限あるプロジェクトであることを踏まえた支援の実施。企業の場合、繁忙期などで支援に関われる人員の確保などが流動的なため、効率的なスケジュールを整えるコーディネーターの役割も重要だ。

## 2. 避難した母たちが作り出す居場所

中村美紀

(山形県村山地区うつくしま未来ひろば代表)

山形県は全国で一番避難者が多く、最大 13,000 ～ 14,000 人を超えた。県内 9,500 名の避難者のうち、福島県からは 8933 名が避難。

4 つの地区(村山、最上、置賜地、庄内)に分かれて避難しており、県庁所在地の村山地区、福島から通勤圏内で車で 40 分程度に位置する置賜地区への避難者は特に多い。(H25 年 4 月 18 日現在)

山形市、米沢市、南陽市、高畠町に避難者が多い理由は、避難者には山形県の市についての知識がなく、借り上げ住宅を実際に見ずに避難を決定したから。山形市から福島市までは高速道路を利用し約 1 時間半。アクセスが良い南相馬からの避難者も多い。山形市では 1,100 世帯、3,800 名が避難生活を続けており、福島県中通り地区から福島で仕事をする父親を残す母子の自主避難者が多い。

現在、山形市内の避難者は「いつかは戻りたいけど、今はもどりたくない。」「戻れるけど、戻りたくない。」という方々が多い。自分のコミュニティを捨てて避難した方々が戻る場合、自分と利害関係のない方たちとの意見交換会も必要になる。山形県への移住者も増えている。2012 年 5 月には、福島県の地域づくり総合支援事業で 900 万円の助成金を受け、母子交流サロン、保養事業、託児支援を実施。山形駅から 5 分の所に母子避難者により、村山地区うつくしまこども未来ひろばを開設。自分たちで必要な支援を作り出したい、お世話になっている山

形県に福島県からの予算が出るように働きかけたい思いがあった。

現在、子育てサロン、スクール授業(ピアノ、リトミック、ダンス、スイミング、アートセラピー)、一時預かり(母親のリフレッシュ、学校行事の際に下のお子さんを預かる等)の事業を展開。今年度は民間の助成金を受けて移転し事業を継続。開所時間は平日9時半～14時30分と小学生の子どもを持つ母親への配慮や、職場に子どもを連れてこられる体制をとっている。遺児の預かりは30分100円と安価で苦しい母親たちが利用しやすいよう工夫している。

また、現実的に子どもたちを専門家の相談に合わせさせることは難しいため、スクール事業としてアートセラピーを用いた相談事業を実施。また原子力賠償機構、山形県弁護士会からの支援を受け、女性弁護士とのお話の会や、子どもたちへのサポートのほか母親へのサポートを中心に子ども被災者支援法の説明やADR(東京、郡山への原子力賠償紛争解決センターに和解の仲介の申立をするため)の申請についてのサポートを実施。

他にも季節のイベントとして、山形の名物芋煮会をヒントに、故郷福島の味を取り入れた芋煮教室を実施。福島の味を子どもたちに継承して行って欲しいと思う母親の思いがある。そして「電気の足るを知る」ことを伝えたい思いから、夜空の会(キャンドルナイト)なども開催。

避難当事者による支援は当事者同士の共感性により互いが理解し合え、様々な人々が交流する中で多様なニーズに応じた支援を生み出すことが出来る。しかし、母子避難者は家族からの支援が受けづらく、利用者とスタッフが共感・

理解し合う一方でスタッフ個人の精神的負担が大きい。福島に戻る親子もおり、今後の事業の見通しがつきにくく、スタッフの確保も難しい。

他県に避難したが、再び福島県に戻ってきた親子は地元に残り続けた人たちとの間に空気の差を感じている。そこで福島へ帰還した母親の居場所づくりの支援として@home ママーズを立ち上げた。現在は地元で放射能の影響を心配する団体と出会い、連携も行われている。

今後の課題としては、福島に帰るかどうかを悩む方々への支援。避難者の中には保養事業を利用できれば、福島に戻りたい方、一度は福島から避難して、帰還後に自分たちを受け入れてもらえるだろうか(母親との関係性への不安)と心配する方がいる。そうした方々には利害関係のない被災していない母親たちとの意見交換会を通して、福島に帰還しても大丈夫といった安心感を得られる場所を提供している。次に他県への避難者が直接支援を頂ける予算の確保をお願いしたい。山形県は福島県に遠慮があり、積極的な移住支援は実施されておらず、予算は福島県に申請しないと降りてこない。他県在住の避難者のそれぞれが主体的に選択をし、最終的にその方自身が幸せになることが復興ではないか。

### 3. 遊びを中心とした継続的な支援

本田涼子

(日本ユニセフ協会心理社会的ケアアドバイザー)

欧米の研究では、災害の子どもたちの脳への影響が懸念されている。災害などのショックを受けると、考える脳である左大脳半球が休止し



ようとする働きが起こり、のちに体験した状況を上手く言語化する事ができなくなる場合がある。例えば、震災時に子どもがヒーローものの主題歌を聞いていた場合、のちにその音楽を聴くだけで急に泣き出したりするなどの反応が起こる場合がある。

子どもの脳の発達にとって0～3歳は発達途上の重要な時期。トラウマが残るような体験により急性反応、過覚醒状態などが起きる。そうした状況に対しての予防が行われないと、脳の構造に影響を及ぼす場合もある。

子どもたちが安心してすることができ PTSD などの症状を残さないためには個々の子どもの回復のペースを把握し、出来る限り早くたくさんの方と機会を用いて、辛い体験を乗り越えるための援助をすること。子どもが安心して接することが出来るおとながどう関わるか、子どもたちの気持ちにどう寄り添うかが重要。辛い体験を乗り越える際には、心地よいものを見たり触ったりといった体験をした後に肯定的な体験をする遊びなど治療的な遊びをすることが良い。子どもは自然な表現方法である遊びを通して、辛い体験を乗り越えていく。

遊びは身体的・認知的な発達や忍耐力、想像力を促し、これにより社会性などが育まれる。国連子どもの権利条約の中でも、「遊び」が重要な要素として取り上げられており、治療的効果を持つ遊びが繰り返し行われる中で、子どもたち自身で遊びをコントロールしながら力をつけると同時に、自分たちに起こった体験を理解し整理し、楽しさや安心感、人と繋がっている感覚を取り戻していく。

提言としては、①子どもにとっての遊びの重

要性と治療効果を認識。②「子どもにやさしい空間 (Child Friendly Spaces)」の設置ガイドライン (災害時こころの情報支援センター、国立精神医療研究センター、日本ユニセフ協会による) 周知。③災害後に出来る限り子どもたちにたくさんの遊び場や遊びの機会の提供できるように、事前に行政や民間で考えておく。④子どもたちを支援する支援者のケア。⑤遊びの環境作りに置いての子どもの参画。⑥支援者への災害後の遊びへの寄り添い方など専門的知識の研修の実施。⑦地域の参加を促し、継続可能な事業とする。

#### 4. 行政が作り出す親子の居場所支援

菅野利尚

(陸前高田市民生部社会福祉課)

陸前高田市は、河川が平地に入り組んでいる地域のため被害は広域に渡った。1,656人が死亡、72人が行方不明、人口比で7.1%の被害。

被災戸数は全壊家屋3,400戸、半壊20戸、住居を失った世帯3,420戸、震災時の総世帯数でみた場合、40.7%に被害が及んだ。子どもの被害状況は幼児の死亡と行方不明者が13人、小中学生は19人。保育所や学校での死亡は無かったが、保護者に地震の後引き渡しを行った子どもが亡くなったケースがあった。孤児が38人、遺児が176人であった。

(新たに遺児となった子どもの数値確定が難しいため、児童扶養手当を新たに受給した子どもたちの数として考えた。)

子育て関連の施設も大きな被害を受け、保育所10施設のうち4施設が全壊・半壊となり、

使用できなくなったもの、修繕が必要なものが出た。子育て支援センターは3施設全て被災し、うち2施設が全壊、1施設が半壊。放課後児童クラブは全4施設のうち2施設被災、1施設が全壊、1施設が半壊。小学校は全10校のうち2校が被災し、1校が全壊、1校が半壊。中学校では全8校のうち4校が被災し、3校が全壊、1校が半壊。街中にあった10か所ほどの公園や市民体育館などの社会体育施設も全て津波により流出した。

小学校では8校のうち6校が、中学校では4校全てが、高校では2校の全てのグラウンドが仮設住宅の設置に利用されている状況。こうした課題を考慮して、仮設のグラウンドの設置なども進められてはいるが、普及は困難。そのため、今なお他校のグラウンドを借りるなどして体育の授業が行われる学校も多数ある。

こうした状況下で震災後に運動能力調査が実施された。小学校では50M走などの8種目を調査し、6学年ごと48項目で分析した結果、30項目で震災前よりも子どもたちの運動能力が低下していることが分った。用地確保の困難により住宅再建がなかなか進まず、仮設住宅での生活が長期に渡る中で、それに伴いグラウンドの無い学校生活が長期化している。こうした状況が成長発達の保障が必要な時期の子どもたちを圧迫し続け、長期的な影響が懸念される。

震災により、何の心の準備の無いままに失った日常。現実を受け入れるしかないが、なかなか次への生活の転換が出来ない。

被災後、保育所で子どもたちの安否確認と保育ニーズの確認を行った結果、多くの子どもたち120人が被災後、他の地域に転出していた。

震災前の子どもの入所申し込みが580人であった事を考えると、約20%の子どもたちが転出したことになる。市に残った子どもたちの親は、至急に仕事を再開または始めなければならない経済状況であったため、インフラ整備が不十分な中、被災後1ヶ月以内で子どもたちを安全に預かることの出来る保育所を再開。また子育て支援センターは施設を失ったが、民間施設や自治会館を利用し、施設関係者や保護者の努力により何とか活動を再開。放課後児童クラブや発達障がいのお子さんの施設も同様に再開することが出来た。

人口流出や少子高齢化も急速に進む中で、見通しを持つことは困難ではあるが、長期的に子ども子育て支援については最も重要な課題であり、将来を展望する必要がある。地域的な条件から産業の誘致や雇用の創出を実現することが難しい中で、行政を中心として地域の次世代、またその次の世代をどのように育てていくかが大きな課題である。

## 5. 室内型の多様な親子の遊び場・居場所支援

長谷川新次

(郡山市子ども支援課)

震災後、屋外で遊べなくなった子どもたちに遊び場を提供するために生まれた「ペップキッズこおりやま」は行政と民間が協働によるもの。

震災当時、郡山市は震度6弱の地震に見舞われ、死者1名。原発事故による放射能災害として、福島から白河市に抜ける福島中通りにあたる地域の住宅は甚大な被害を受けた。加えて、



震災により子どもたちが通園通学していた幼稚園・保育所・学校などが休園休学となり、大きな余震と見えない放射能の中で生活する中で、子どもたちは屋外での活動が制限をされたことにより、過大なストレスが子どもにかかった。それは親への不安も同時に引き起こし、町全体が疲弊した状態に陥っている。

子どもたちからは甚大な災害を十分に認識することができない、コミュニケーション不足のために自分の気持ちを上手に表現することができない、こうした状況に陥ったことが自分のせいではないかと責める症状が出てきた。これらは円形脱毛症、赤ちゃんがえり、母子分離不安などの訴えが多く聞かれた。

そこで、まずは子どもたちへの心のケアが必要ということで、震災直後の3月29日に行政、教育員会、医師会などが中心となり、郡山市震災後子どもの心のケアプロジェクトチームを誕生させた。構成メンバーには臨床心理士、小児科医師、居宅介護支援事業所の方、図書館の館長なども含まれ多岐にわたる分野の方々に構成されている。当初は周囲のおとなたちが子どもの変化を捉えて対応するための方法を掲載したリーフレットを、市内の子ども関連施設に配布。

一昨年、5月5日には元気なこおりやま・キッズフェスタを開催し、母子に対する相談会を行うなどし、親子の安らぎの時間を作り出した。

5月23～28日には不安を抱える子育て支援者たち（保育士、保健師、教員）を対象とした臨床心理士による支援者支援のための研修会を開催。子どもたちの運動能力の低下が懸念されている中で、8月25日には子どもの遊びと運動に関わるワークショップ、テーマは「屋内遊

びと運動についての講演」を開催。8月26日、元気なこおりやま「夏のキッズフェスタ」を郡山市駅前で開催。商業ビル1Fをフリースペースとイベント広場、2Fにエアードームで膨らむ大型遊具を設置し、多くの子どもたちが楽しく過ごした。その反響は大きく、施設の常設を望む声が相次いだ。

反響は地域住民からだけではなく、地域の企業からの反響も大きく、地元企業であるヨークベニマルから屋内遊び場の設置について協力の提案を受けて、土地と建物は郡山市に無償で貸与、遊具は民間企業からの寄付で、施設運営は自治体で行う形で、12月23日にはペップキッズこおりやまがオープン。自治体による事業と比べた場合、異例のスピードでの開設となった。

施設はJR郡山駅東口から徒歩約15分の東部幹線沿いで、スーパーの跡地に開設。約7,000㎡の砂場や9万個のボールが入ったボールプールなどがある。またペップキッチンでは親子で料理体験と試食（材料費：300円）が可能。

今後も皆様のご協力を頂きながら、子どもたちが健やかに成長できるよう、安心・安全に暮らせる郡山を目指して頑張っていきたい。

## 6. 厚生労働省、文部科学省、内閣府、復興省の皆さんからのコメント

### 文部科学省スポーツ青少年局

遊び場の減少は重大な課題であり、子どもが成長する上で、運動や遊びは重要だと認識。運動施設の確保の点から申し上げると、被災した施設を再び使用できるよう、災害復旧支援を継続中。施設数の不足については、屋内・屋外の

運動施設などを建てるための学校施設環境改善交付金を利用することができるので、相談をしてほしい。

## 厚生労働省雇用均等・児童家庭局

プレーパークなどの冒険遊び場の取り組み、安心こども基金を使って、ペップキッズこおりやまなどにも一部助成を実施。安心こども基金は補正予算対応で、1年毎に財源が決まる。2013年度も確保が決定した。陸前高田市で被災した保育所の再建についての話があったが、復興移転計画が十分に進んでおらず、土地の確保が困難なため、様子を見守っていきたい。

## 復興庁

復興における自治体や企業による支援の好事例を集約し、支援したいが、支援の方法が分からないという方々へ周知していきたい。

## 7. 国会議員からの発言

自民党東日本大震災復興特別委員会委員の桜井衆議院議員は、インフラの破壊状況の調査で現地を訪れるなどしている。仙台では復興住宅建設の遅れが深刻だとした。

民主党復興調査会事務局長の郡和子衆議院議員は、復興庁での子どもたちからの意見が後回しにされていた。積極的に子どもたちによる会議や取り組みに参加していきたいと述べた。

大河原雅子参議院議員は、子どもと親の生活は合わせ鏡とし、親の生活が成り立たない所で、子どもの安定した生活は難しいと述べた。民間支援団体では、スタッフへの給与が支払えない

といった深刻な状況も起きていると語った。

## 8. ご参加頂いた方々からの発言

宮城県議会議員の遊佐さんからは、議員立法としてできた子ども被災者支援法を省庁にバックアップして頂きたい。先日、女川町と東松島町を訪れた際、用地買収や保育所、また専門家などの様々な分野で人出が不足していた。継続的な人的な支援をお願いしたい。現在、東日本大震災みやぎこども育英募金に58億円が集まっている。また、宮城県ではこども子育て支援会議の中で子ども・子育て関連3法について、公官庁の方々にもお越しいただき考えていきたい。

大日本住友製菓の斉藤さんからは、震災後、金融支援として人的支援、医薬品の供給をさせて頂いた。企業だけで支援を実施することは難しいが、民間の団体と協働することで支援を実現することが可能。当社は特定非営利活動法人こども福祉研究所と協働し、宮城県登米市に放課後の子どもたちの自習スペース SUKOYAKA を開設し支援を実施。来週、大船渡北小学校の運動会のお手伝いへ行く予定だが、小学校の校庭は使用ができず、会場は中学校の校庭を借りる予定。まだまだ子どもたちは不自由な生活を強いられている。

## 9. まとめ

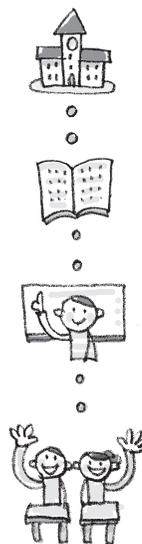
森田事務局長は、以下のようにまとめた。これまで、子ども支援に関する様々なテーマを取り上げ8回の意見交換会を実施してきたこ

とをふまえて、今後も議論していくと同時に、NWとして具体化するための活動を進めていくことも課題。10回目に向けて、これまでの成果と課題を整理しなければならないと考えている。

震災後3年目に入り、おとな達の生活の困難さが家庭に浸透する中で、子どもたちは心に思うことや自らの希望を語る事が出来ない状況にある。私たちは子ども支援と子育て家庭への支援を考え続けていかねばならない。

今回は遊びをテーマとして取り上げたが、乳幼児期の子どもたちにとっては親子の居場所が非常に重要。遊びというテーマを切り口にしながらも、親と子の生活を切り離すことなく一体的に考える事が大切。

時間の経過と共に深刻化する子どもと子育ての問題に対して、市民社会、企業、行政、国と県と基礎自治体が協力して、子どもたちのために事業に取り組んで欲しい。そして、本日の報告や発言を行政の施策の中に活かして頂きたい。NWでも、一人ひとりの意見が具体的な活動として展開に結び付けられるよう活動を継続していきたい。



Report

3

## 第13回「子どもの権利条約具体化のための実践」 助成事業報告

# 子ども国会実行委員会 報告書

子ども国会実行委員会

### I. 活動の狙い

私たち子ども国会実行委員会は「みんなが“豊か”に生きていける未来の実現」を理念に掲げ、主に中高生が社会問題を話し合う機会を作り、そこで出た子どもたちの意見を「子どもの声」として社会に発信する活動をしています。

子どもたちが社会問題に関心を持ち、ともに未来を築く同世代の仲間たちと話し合い、意見を大人たちに伝えることで、考え、話し合い、意見を伝えることの大切さを知ってもらえるようなイベント作りを心がけています。

### II. 第9回子ども国会 ～社会に響け僕らのことば～報告

#### (i) 開催概要

第9回子ども国会は副題を～社会に響け僕らのことば～とし、8月16日(木)～17日(金)に開催されました。一日目は国立オリンピック記念青少年総合センターで討論し、二日目は参議院議員会館で発表、参議院別館特別体験プログラム会場で採択を行いました。参加者は小中高生合わせて計25名。「働くとは」「教育～伝わる仕組みを考えよう～」「日本の難民と私たち」「経済格差」「成人～大人ってなんだろう～」

「日本×スポーツ」の6つの分科会が開催されました。

#### (ii) 当日のタイムスケジュール

8月16日(一日目)

##### ・受付開始 9:30

大きなトラブルもなく参加予定の子ども議員全員が席につき、開会式がスタートです。当日の参加者は25名。小学生1名、中学生8名、高校生16名、見学者1名でした。

また、当日は株式会社ディスコ日経進学ナビ様から二日間取材を受けました。(後日、記事は日経進学ナビ様のウェブサイト「高校生のためのキャリア教育「アクティブ☆高校生」」というコンテンツに掲載していただきました。)

##### ・開会式 10:00～10:45

開会式では子ども国会実行委員会代表からの挨拶、第9回子ども国会開催に際して応援のメッセージをくださった国会議員さんたちのご紹介とメッセージ冊子の配布、民主党前衆議院議員橋秀徳様と民主党参議院議員谷博之様に会場にお越しいただき、激励のメッセージをいただきました。

##### ・アイスブレイキング 11:00～11:50

子ども国会では議論の前に、テーマとなっ

ている社会問題に関する知識共有や参加者の緊張をほぐすために、アイスブレイキングの時間を取っています。開始と同時にさっそく、全員の自己紹介や討論の導入を含めた個性的なアイスブレイキングを各分科会が展開しました。中には開会式前に既に参加者全員が打ち解けているようなところも。

• 昼食 12:00 ~ 12 : 50

いくつかの分科会が合わさって、参加者実行委員関係なく、分科会のテーマにそった話だけではなく恋愛や学校のことについて、様々な話に花を咲かせました。

• 13:00 討論

アイスブレイキングの時間や、昼食時間にすっかりうちけたため討論開始直後から自分の意見をはっきりと他の参加者に伝えることができた参加者が多かったようです。どの分科会も最初にテーマであるその社会問題がどういった問題なのかを認識するために、知識の共有をるところや、ファシリテーターが統計データなどを示しプレゼンテーションするところもありました。知識共有後はその問題がほかに及ぼす影響や、その問題自体の原因を考察しました。中学生と高校生では知識に差があり、年下の参加者がわからない用語や事例などは年上の参加者が丁寧に解説したり、実際にネットや持ってきた参考文献で調べたりといった場面もありました。

宣言書作成を目前に控え、夕食前は問題を解決するための政策案や解決策を話し合います。なかなかいい案が出ず悪戦苦闘す

る分科会や、案がでてでも伝わりやすい文章でまとめることに苦勞する分科会もありました。夕食中には昼食とは違い真剣な顔で議論の続きをする参加者たちも。

• 宣言書作成 18:00 ~ 21 : 00

夕食後は、参加者の意見をまとめた文書「宣言書」作成の時間となりますが、政策案、解決策がなかなかまとまらない分科会はこの時間も話し合い、自由時間に自主的に集まり作成しました。宣言書は文章のみで提案する分科会もあれば、わかりやすいように図を使って提案する分科会もありました。

宣言書作成の時間が終了すると、実行インの誘導の元宿泊棟へ移動。就寝時間まで入浴や自由時間を各々過ごしました。

8月17日(二日目)

• 発表準備—発表 8 : 00 ~ 13 : 40

昼食まで、各分科会一日目に討論した内容を全体に共有するための発表準備をしました。昨日一日の膨大な議論をまとめる大変な作業のため、昨日の議論同様参加者はこの作業にも真剣です。

発表は昼食後、参議院会館に移動し、会館内の会議室での発表となります。

今回は、模造紙に議論の流れと結論を書きプレゼンテーションする形式や劇によってその問題を全体共有し結論を口頭説明する形式などそれぞれ伝わりやすい方法で参加者たちは発表していました。

• 採択 14 : 00 ~ 15 : 00

採択とは、参議院別館特別体験プログラ

ム会場で行われる、各分科会が提案した宣言が「第9回子ども国会の宣言」として採択できるかを参加者全員で決めるプログラムです。

まずは各分科会で自分たちが出した宣言を採択、のちに全体で採択をします。子ども国会のプログラムで一番厳粛な雰囲気で行われ、非常に貴重な体験となりました。

#### ・全体交流—閉会式

第9回子ども国会では新たなプログラムとして全体交流の時間を設けました。他の分科会の参加者とも交流したい、分科会についての意見を交換したいという声が例年多く、その意見を実現するために設定した時間です。参加者はそれぞれ子ども国会を通じて感じたことを話し合い、夢について語り合い、未来をともに生きてゆく仲間との交流ができた非常に良い時間となりました。

閉会式では参加者全員に参加証が手渡され、第9回子ども国会は幕を閉じました。

### ( iii ) 宣言書の内容

#### 働くとは

- ・各地方自治体は、職を希望する者に老人ホーム、保育園など各福祉施設を紹介し派遣する。
- ・各福祉施設は紹介された職を希望する者に対して資格取得援助など就労支援をする。
- ・厚生労働省は福祉施設（老人ホームや保育園など）と資格を取得した者の増加を見込んで施設の建設予算を増やす。

#### 教育～伝わる仕組みを作ろう～

- ・問題意識を持った者同士が団結し、生徒同士が自主的に問題を解決できるような場を

設ける。

- ・生徒と大人が向き合う機会を作り、納得できる結論を導けるようにする。そして最終的に結論を共有できるサイクルを構築する。
- ・大人たちには、私たちのシステムを広め、実践してほしい（募集したモデル校・国立学校での実践など）。
- ・大人たちには「意見を伝える力」を養える教育プログラムを組み込んでほしい。
- ・自分たちは思ったことは口に出して他の人と共有しよう。
- ・ものごとを話し合って決める姿勢をもとう。
- ・自分の考えを書くことによって見直し、分析できるようになろう。

#### 日本の難民と私たち

- ・現在日本語でしか記入できない申請書類の英語での記入を許可する。
- ・申請書類に対応する人員を増やし時間を削減する。
- ・空港に難民ゲートを設置し、難民向けの難民申請のための書類一覧と、生活するための指さしマップなどを渡せるようにする。
- ・学校のプログラムとして、日本にいる難民に話を聞く会を開催するように呼びかける。
- ・大人達の意識を変えるため、企業のプログラムとして、海外の研究機関との交流。
- ・採用に難民枠を設ける。
- ・UNCHR、ILO等のCMを流し、難民の認知度を上げる。

#### 経済格差

- ・財務省は消費税によって貧困層を苦しめる悪循環をなくすため食料品以外の商品に消費税を累進的に課す。



- ・政府の雇用のあっせん和生活保護の同時給付。
- ・職業訓練を受けさせると同時に生活保護を給付。
- ・企業は非正規雇用者を扱っている企業において、非正規雇用者と正規雇用者がいる場合、その人数の全体に対する割合に応じて、年ごとに法人税を是正する。
- ・お金がなく学習困難な子どもたちのために一定の所得以下の人しか行けない公立の塾を作る。
- ・放課後に、教員志望や教育に興味・関心のある大学生を募り、補習授業をする。

#### 成人～大人ってなんだろう～

- ・映像教育を取り入れる。
- ・道徳教育に「大人について」を取り入れる。
- ・計画を立てて物事を進める能力、無理はしないように周囲の人に助けをもらう能力、自分の限界を知る能力が身につくキャパオーバー講習の実施。
- ・対大人の教育。
- ・自己アピールを必要とする機会を作る。

#### 日本×スポーツ

- ・海沿いの埋め立てられている空き地を活用し、プールやテニスコート、陸上競技場などのあるスポーツ施設をつくる。
- ・企業の中での運動会の開催を義務化。
- ・マイナースポーツを小・中学校の体育の授業に取り入れる。
- ・小学生が学校の授業の総合的学習で高齢者に一緒にやろうと声をかけて、一緒にスポーツをできるシステムを作る。

#### (iv) 参加者の感想

大切なのは、1人1人が自分の意見をもつこと、そしてそれを伝えること。これは、学校だけのことではないと思うが、今回は学校での問題を深く考えました。大人に意見を伝えるにはどうすればいいのか。私1人の考えでは、全くでてこないような意見を聞いて自分自身の視野が広がったと思います。これから沢山の意見を共有して伝えていける場を大切にして、学校生活を楽しみたいです。

中3女子

長い討論会、おつかれさまでした！

今回の成人議題では理想の大人像からその改善方法について考えてきました。いつもどおり発言し続け場を荒らしまわってしまいましたが、皆さんと普段より少ない人数でより詳しく議論できてとてもおもしろかったです！

子ども国会は非常にめずらしい泊りがけのイベントです。このイベントのこの議題に参加できてとてもおもしろかったです。自分の高校生活の中でとてもすてきな経験になりました。

最後にこのような会を主催してくださった実行委員のみなさん、ありがとうございました！

高1男子

### III. 意見交換会報告

#### (i) 開催概要

子ども国会では、子ども議員の声を伝えるため、8月の本会で採択した宣言書を国会議員や省庁の方へ渡しに行き、意見交換をする活動を行っています。今年度は、厚生労働の職員の方々

と意見交換をしました。

12月27日(木)に厚生労働省職員である社会・援護局保護課の平島由人様、社会・援護局地域福祉課の戸谷大介様、職業安定局派遣・有期労働対策部の林徹様と意見交換を行いました。参加者は、実行委員参加者合わせて9名です。

#### (ii) 当日の様子

当日は厚生労働省内に会議室を貸していただき、厚生労働省の3つ局の担当者の方と順番にお話ができることとなりました。一部局15分とし、宣言書の提案を子ども議員が各担当者の方に伝え、それに対する意見や現在厚生労働省内で実施していることなどのお話をさせていただきました。最後にお仕事や政策に対する子ども議員からの質問にもお答えいただきました。

厚生労働省の職員の方々とお話ということで、主に厚生労働省が現在とっている雇用対策や生活保護、非正規雇用の政策についてお聞きすることができました。また、子ども議員からは障がい者の就労問題の支援について、厚生労働省として中高生に注目してほしい政策があるかどうか、少子高齢化対策についてなどの質問が出ました。それぞれ丁寧に現在の厚生労働省としての考え方や支援策についてお答えいただきました。

### IV. 小討論会報告

子ども国会では、中高生により討論をより身近に感じてもらえるよう、8月のイベントより中高生が身近に感じている疑問や問題をテーマとした日帰りの小討論会を開催しています。

#### (i) 子ども国会カフェスタ 2012

3月24日(日)、明治学院高等学校をお借りして「わたし×SNS」「古典は本当に必要か?」「絆」むすぶもの、しばるもの」をテーマに開催しました。

#### (ii) 子ども国会冬のとーくかふえ

～ Let's Communicate!! ～

12月16日(日)、高尾の森わくわくビレッジの学習室を借り、「あなたの、日本の、未来」「鎖国分科会～もし日本が150年ぶりに鎖国したら?～」 「若者の食文化について考える」「制服(ユニフォーム)」「理想の英語教育とは」をテーマに開催しました。

### V. 子ども国会のこれから

子ども国会は2013年、第10回を迎え、第10期子ども国会実行委員会では今までに受け継いできた「みんなが“豊か”に生きていける未来の実現」という理念を「子どもにこれからの社会と向き合うきっかけを提供する」という理念に変更しました。

しかし、理念は変わろうとも私たちは今まで通り「参加者のことを第一に考えること」を守りつつ、より多くの子どもたちに参加してもらい、社会問題について深く考え、より多くの大人たちに子どもの声を届ける活動を続けていきたいと思えます。

Report

4

## 第13回「子どもの権利条約具体化のための実践」 助成事業報告

# 子ども情報研究センター 報告書



子ども情報研究センター

### はじめに

僕は、「はらっば子ども編集部」として活動をしています。この「はらっば子ども編集部」は、子ども情報研究センターが毎月発行している『はらっば』の「ティーンズメッセージ」というコーナーを担当しています。活動は2年前から始まり、現在18人の編集部員がいます。年齢は12歳～19歳（今春からは、6歳～19歳）と幅があり、学校等もみな違い、個性豊かなメンバーの集まりです。でも、みんな仲間です。これまでその仲間といろいろな取材をして、記事にしてきました。

「子どもの権利条約」の意見表明権に記されているように、自分の考えたことや想い、出会いは自分だけのものにせず、たくさんの人に知ってもらいたいです。そのためにも、僕は子どもが取材をして、それを紙に残すという事はとても大切な事だと思っています。

取材を通して、普段は絶対行かないような場所に行くことができたり、普段話す事ができない人と会えたりします。僕たちの記事を読んで「そうだったのか」「ありがとう。元気がでた」と、おとなが言ってくれたこともあります。編集部員の中には将来の夢の形をつかむことができた人もいます。

活動を進めていく中で、全国の僕達のような活動をしている子ども達とお互いの活動について話し合いたい、もう少し広い世界を見てみたいと思いました。そこで僕は、助成金の申請に挑戦しました。今回、この助成金で取材の交通費を負担することができ、おもいきった活動ができました。中でも一番は、「子どもの権利条約フォーラム2012in あいち」に出かけ、分科会を担当したことでした。編集部員と一緒に遠方に、しかも泊り込みで出かけたのは初めてでした。（祐里 17）

「子どもの権利条約フォーラム2012in あいち」に参加でき、多くの人が「子どもの権利条約」について考えているのだと驚きました。一言で「子どもの権利条約」を大切にするといいても、活動や表現はさまざまで、いろんな活動があることも知りました。自分達の活動を紹介するときは緊張しましたが、多くの人に知ってもらえてうれしかったです。他府県で活動をしている人達とも仲良くなれ、充実した2日間だったと思います。そのときの様子を報告します。（佳通 17）

## 【報告①】

### 「子どもの権利条約フォーラム 2012in あいち」に参加して～感想～

最初のオープニングでは、全国から集まった子ども達の自己紹介と、公開しゃべり場があり、自己紹介ひとつをとっても表現は様々で（歌やバンドでの表現もあり）、レベルが高くて感動しました。公開しゃべり場ではいろんなところから来た人の意見が聞け、価値観が違うから考え方も違い「ここでそんなことを言えるのか！」と驚いた発言もありました。分科会では、小学生からおとなまでの広い世代で色々話すことができ、小学生でもおとなな発言をする子がいて驚きました。自分も思うことが言え、みんなしっかり自分の意見を聴いて受け答えをしてくれたのがうれしかったです。おとなからの難しい権利の話の中にも興味を惹かれる内容がありました。去年、この助成金の申請書を書いたときに「子どもの権利条約」について興味を持って勉強しましたが、今回の権利フォーラムのおかげでさらに興味を持つことができました。

2日目の分科会では、進行役をしながら自分も話しました。「おとなが僕たちに相談や質問をしてくれるのか」ということが一番心配でしたが、たくさん質問が出ました。それに対して参加者の子どもの意見や、おとなが子どもの頃を振り返って話してくれて、よかったです。

結構、専門的なことを質問してくるおとなもいて、考えさせられたり、「この分科会に、自分の子どもを連れて来たかった」と言ってくれる方もいたりして、とてもうれしかったです。同じような活動をしている中高生がたくさん参

加してくれ「自分たちもこんなことをしてみたい」と言ってくれ、分科会が縁でその後も一緒に話げできたのもよかったです。不安もあったけれど、普段、考えていることをおとなと会話でキャッチボールができたのはうれしかったです。（祐里 17）

## 【報告②】

### 「子どもの権利条約フォーラム 2012in あいち」に参加して～『はらっぱ』の原稿から～

以下は、「はらっぱ子ども編集部」が担当している「ティーンズメッセージ」（『はらっぱ』2013. 1・2月号、『はらっぱ』2013. 3月号）の記事から一部抜粋したものです。

#### ◆THE・こたえまショー！

2012年11月24日（土）25日（日）に「子どもの権利条約フォーラム 2012in あいち」に行ってきました。今回僕たちは、分科会を企画しました。タイトルは『THE・こたえまショー！～子どものことは子どもに聴いて。おとなの悩みも一緒に考えます～』。これは2012年の夏に「<sup>がっこう</sup>楽校」（注1）でやった『おせつきょうをのがれよう！』（小学校の先生に子どもたちが普段ならとても聞けない質問ばかりをバンバンして、答えてもらう授業）のアレンジ版で、今回はおとなに、子どものことを僕たちになんでも聴いてもらうおうというイメージでした。おとなは、子どものことを子どもに聴かずに「きつこうだ」とか「子どもにとってはこれが一番いいだろう」って思っている気がして。

募集メッセージには「自分の子どもを見て、何やってんの？わけわからん、みたいな行動をとることはありませんか？そんなとき一方的に怒っていませんか？その行動の意味がわかれば、怒ったりイライラしなくてもいいかもしれません。一緒に解明して、怒らずに過ごしてみませんか」「子どものことで聴きたい悩みを出して、すっきりしてください！」と書きました。

どう進めるか、実は寸前まで決めなかったのだけれど、「おとなと子どもで会話のキャッチボールがしたい。誰かが想いをぶつける、うけとめる、また誰かがぶつける～ってというのがぼんぼんと続く感じ」というイメージだけは強くもっていました。でも、本当におとなが僕たちに相談してくれるのか、話をちゃんと聴いてくれるのかは、ぎりぎりまで不安でした。（鈴木、とも、アフロ、YOU）

がっこう  
（注1）「楽校」：「きみの声で楽校をつくろう！」（2010、2011、2012 開催。子ども情報研究センター主催）。「はらっぱ子ども編集部」が中心となり、自分たちで一から授業を考え、楽校をつくるイベント。



## ◆子どもが楽しい企画って？

鈴木：俺のグループでは、「楽校」への質問が多かった。子どものイベントにかかわるおとなが多くて、みんないろいろ苦労していた。例えば、子どもの集め方。親に言われて、中身がわからんまま参加する子が多いらしくて。昨日の分散会でも「親に言われたから来た。でも何をするか実にはわからない」って小学生がいた。その点、楽校にくる子は「楽しい！また来たい！」とってくれたリピーターや、初めてでもとりあえず「なんかおもしろそう～」って思っ

て来てくれている。「どうしたらそうなるの？」って。俺は体験して自分が楽しいって思えることが大事やと思う。例えば、興味がないまま初めて行っても、最初に少し体験して「自分から行きたくなる活動」にしたり、これから何をする場所なのかがわかってもらえるようにしたら、別に親にチラシをもらってきても、大丈夫やと思う。

YOU：押しつけられてやることほどおもしろくないことはない。だから最初の1回目が重要で、その1回を楽しいと思っ

てもらえるかが勝負。  
鈴木：「楽校は学校なのに、そんなの企画にして小学生は退屈じゃないの？授業はどうつくるの？」とかも聞かれた。確かに学校の授業って、ぶっちゃけ眠くなることなかった？

YOU：低学年は特に、「怒られるのはあかん

こと。怒られたら死んでしまう〜」くらいの勢いでまじめに話きくけどな(笑)。

鈴木：楽校の授業は「勉強内容」にあわせてじゃなくて「小学生」にあわせてつくるやん。例えば俺が、一番大切にしているのは、とにかく実行してもらうこと。説明も聞くばかりでは退屈するから、動きながら理解できる仕組みにする。すべての授業に、何かしら体を動かしてもらうってことを入れた。「ザ・さぼりまショー」(注2)も、ただ聞くだけじゃなくて、実際にさぼる実習をしたやろ？子どもって、興味があると話はちゃんと聞けるし、体は動かしていたら飽きにくい。楽校は楽しむことが大切。興味を引き出すように僕らは手伝う。つまらないとか簡単に諦めてほしくないよな。あと、時間割をみて「どうしたら、こんなにユニークな授業ができるの？すごい」と言われた。他市でも小学生中心の活動はあって、子どもの意見に、おばちゃんたちがいろいろつけ足すみたい。でも楽校は小学生の声を俺ら子どもが支える。そう思うと「ザ・さぼりまショー」とかを堂々と授業にしている楽校の活動って、実はかなりレベル高いのかもって思った。

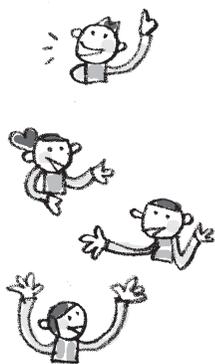
(注2)「ザ・さぼりまショー」：「楽校」の授業のひとつで、授業のさぼり方、要領よくまじめに息ぬきをする方法を教える授業。

#### ◆おとなも悩んでいる

YOU：俺のグループで出たのは嫁姑問題。息子が、受験生で希望校はA校。でも姑は「そんなアホな学校にいかすな。B校にしなさい」と母に言う。母は、息子が行きたい学校に行かせてやりたい。でも、地元のつきあい(目)もあって、何するにも姑が口出し。しんどいって。その家庭は共働きで、子どもは寂しくないのかも気になって、子どもの気持ちを聞きたいって。俺はまず、母がどれだけしっかりしているかにかかると思った。自分がしっかりしていないと姑の想いを押しつけられた母は、結果、息子にそのまま押しつけなあかんくなるから。僕の家も共働き。おばあちゃんに助けられて育ってきた。でも、そんなに複雑じゃなかった。楽しくて、妹は親がおってもおばあちゃん家に行ったりする。他のおとなが「自分も昔そうだった」と話してくれた。祖母と母の仲がずっと悪かったらしい。でも、おとなになってその原因が、二人とも別の方向から自分を「可愛い」と思って、お互いの「いいと思うこと」をぶつけてくれていたとわかったって。価値観は違っても自分は愛されていた、親だから愛があるじゃなくて、親じゃないから見える愛もあるって話に広がって、いろんな人に大事にされて育つのがいいなって思った。

### ◆話せる場所は宝物

YOU：子どもの相談もあった。理科部と柔道部を兼部している子がいた。兼部理由は「柔道は先生にやれと言われたから。でも、自分は将来、理科の仕事につきたいから理科部を兼部している」と。でも、先生は本当はもっと柔道をやらせたい。グループ内では「おとなが全てじゃない！自分がやりたいからやるっていうのを大切にしてい！」「それ、おとなの押しつけやで」って話になった。そしたら「心の中でだけど、自分がやりたいと思って理科部に居続けることは大切。でも、子ども編集部のしゃべり場みたいに、自分の思っていることを言葉にして自由に言えたり、今日みたいに気持ちを伝えられる場がある活動はホンマにすごいことで、宝物やで～」と言われた。この言葉は2日間で一番感動して響いた。



### 【まとめ】

#### ～「はらっぱ子ども編集部」流・意見表明の実践～

私は、子ども編集部員をして2年です。「取材は子どもが行って、文章はおとなが書いた方が時間的に効率がいいんじゃない？」という声を聞くこともあります。確かに仕事は早くなるかもしれませんが、私はそうは思いません。なぜなら、それでは「ティーンズメッセージ」の意味がなくなってしまうからです。おとなが子どものかわりに文章を書いてしまうと、子どもが本当に伝えたいことと食い違う場合があります。もし食い違ってしまうと、それは子ども本人の意見ではなくなります。子ども自身には、みんなに考えを伝えたいという思いがあります。だからこそ時間がかかってもいいから、子どもに文章を書いてほしいです。子どもの中には文章を書くのが苦手だという子もいますが、取材をして記事をつくるというのをひとつの仕事と考えれば、取材をする前からどんなことを書けばいいのかということなども考えられると思います。

私は、「子どもの権利条約」は、公民の授業で習いましたが、内容を知ったのは「はらっぱ子ども編集部」にかかわりはじめてでした。今年は「はらっぱ子ども編集部」のリーダーもまかされたので、「子どもの権利条約」の内容を深めながら、進めていきたいと思います。(清瑠 18)



### ■ 2013/6/10 【読売新聞】

#### グローバル人材「自分は無理」… 高校・大学生の半数超

国際的に活躍する「グローバル人材」の育成が急務とされる中、学習塾などが全国の大学生や高校生、保護者約1000人に行ったアンケート調査で、大学生の半数以上が「自分はもうグローバル人材になれない」と諦めていると回答した。調査は3月、海外進学を目指す小中高生向けの学習塾「IGS」(東京)などがインターネットで実施。全国の高校2年生・大学3年生(当時)の男女412人と、小学校から高校までの児童・生徒の保護者618人が回答した。「今からグローバル化のための教育を受けても自分は間に合わない」と感じている割合は、高校生で50%、大学生で55%だった。保護者も24%が「我が子は手遅れ」と諦めていた。「将来、グローバルに活躍したい」という大学生は3割、高校生も4割にとどまり、内向き志向や語学力への自信のなさがかかわれる。海外展開する企業への就職を希望しない学生・生徒に理由を尋ねたところ「他の国の人とのコミュニケーションが不安」「日本にいられなくなりそう」などの回答が上位を占めた。

### ■ 2013/6/11 【毎日新聞】

#### 児童労働：撤廃呼びかける 「ひととはあげよう」運動始まる

NGOなどでつくる「児童労働ネットワーク」(CL-Net、東京都台東区)が、インターネット上で児童労働撤廃を呼びかけるキャンペーン「ひととはあげよう」を始めた。児童労働に反対するメッセージ入りの旗を撮影し、フェイスブックなどの交流サイトで紹介してもらう試み。国際労働機関(ILO)によると、18歳未満で働く子どもは世界に約2億1500万人。アジアやアフリカを中心に一部の子どもたちは金鉱での採掘など危険な仕事に就く。

義務教育修了までの労働を禁じた条約は166カ国が批准しているが、貧困などを背景に改善が進まず、ILOは6月12日を児童労働反対世界デーと定め啓発活動をしている。

### ■ 2013/6/14 【朝日新聞】

#### 子の貧困、連鎖断てるか 対策法案、衆院を通過

親から子への貧困の連鎖を断ち切ることを目指す「子どもの貧困対策法」が、今国会で審議されている。「まずは第一歩」と歓迎される一方、広い視野から踏み込んだ取り組みが求められている。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現する。子どもの貧困対策法案が掲げる理念だ。そのために教育の支援、経済的支援、保護者への就労支援などを国に求める。衆議院は全会一致で通過し、いまは参議院で審議中だ。ただ「数値目標」を条文に盛り込むかどうかの調整は最後まで難航した。民主など野党は「子どもの貧困率を2021年までに10%未満」とするなどの目標を明記するよう要求。しかし自民・公明両党は「貧困率は指標として不十分」「極論すれば貧困率を下げするために現金をばらまけという話になる」として慎重姿勢を崩さなかった。最終的に数値目標が入らなかったかわりに、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高校進学率などの指標の改善に向けた施策」を国が定める「大綱」に盛り込むことになった。また貧困に苦しむ当事者や支援団体の意見を聴くことも衆院厚生労働委員会で決議した。対策法が成立しても、大綱にどんな具体策を盛り込み、どのぐらいの予算と人を投入するのは、まさにこれからの課題だ。もうひとつ、生活保護見直しとの関わりも背景にある。政府は、8月から3年間かけて生活保護の生活費を今より670億円減らす。戦後初的大幅減額だ。野党は「子育て世帯への影響が大きい」と批判

する。子どもの貧困対策法案と同時に衆院を通過した生活保護法改正案は、不正受給対策の強化など引き締め策が目立つ。自民の厚労関係議員は「子どもの貧困対策法案に取り組むことで、(社会的弱者の)支援にも取り組んでいるというメッセージになる」と語っている。

#### ■ 2013/6/14 【朝日新聞】

### 教育予算「OECD並み」見送り 振興計画を閣議決定

安倍内閣は14日、2013～17年度の教育目標とする第2期教育振興基本計画を閣議決定した。小学校英語の教科化検討や、高校生向け新テスト導入の推進といった新規事業を盛り込んだ。文部科学省の原案で「経済協力開発機構(OECD)諸国並みを目指す」とした教育予算の上積みは、歳出を抑えたい財務省の反発で見送られた。第2期計画は、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」など四つを基本方針とし、30項目の施策を盛り込んだ。中央教育審議会の答申を受けた文科省が原案をつくり、各省庁と調整して策定した。採用された新規事業は、小学校英語の早期化・教科化の検討や、国際化を重視した高校(スーパーグローバルハイスクール)の創設など。政府の教育再生実行会議の提言内容も反映されている。高校生や大学生の奨学金については、給付型の創設や返還延滞金の減額を検討する。大学改革では、学長のリーダーシップが発揮できる仕組み作りや、国立大教員の年俸制導入を含む給与制度の見直しを加えられた。海外留学を支援する「官民の新たな仕組み」の創設もうたっている。教育の公的支出については、「OECDなど諸外国の教育投資の状況を参考」にするとの表現にとどまった。文科省によると、日本の支出額が国内総生産(GDP)に占める割合は3・6%で、OECD平均(5・4%)を下回る。だが、財務省は恒久的な歳出の大幅増につながるなどとして、文科省案に反対した。

#### ■ 2013/6/18 【読売新聞】

### ニートの若者 63万人… 過去最多 2・3%

政府は18日午前の閣議で、2013年版の「子ども・若者白書」を決定した。15～34歳の若者を対象に2012年の雇用状況などを調べたところ、仕事を持たず、通学も家事もしていない若年無業者(ニート)は約63万人で、前年より約3万人増えた。ニートの若者が全体に占める割合は2・3%となり、統計を取り始めた1995年以降、最も多かった。内閣府は「官民が協力して若者の雇用を支援するネットワークを強化し、支援にあたる人材を育成する必要もある」としている。また、パートやアルバイトなどで生活する15～34歳のフリーターは約180万人となり、11年に比べて4万人減った。25～34歳に限ると、前年より約5万人増の約103万人となっており、厳しい雇用情勢が続いている。

#### ■ 2013/6/19 【朝日新聞】

### 子どもの貧困対策が成立 年内施行の見通し

親から子への「貧困の連鎖」を防ぐための対策を国の責務とする「子どもの貧困対策法」は19日、参院本会議で可決、成立した。対策を進める大綱づくりを政府に義務づけるのが柱で、年内に施行される見通し。政府は、専門家や支援者らの意見を聞いた上で大綱を策定する方針だ。大綱には教育や生活支援、保護者への就労支援などのほか、「子どもの貧困率」や生活保護世帯の子どもの高校進学率などの指標の改善策も盛り込む。また、厚生年金基金を解散させる改正厚生年金法と、障害者差別解消法も成立した。

#### ■ 2013/6/21 【朝日新聞】

### いじめ防止法案が成立 防止策や迅速調査、学校の義務に

いじめ防止対策推進法案が21日、参院本会議で可決、成立した。いじめ対策が法制化さ

れるのは初めてで、今秋にも施行される。いじめの早期発見や防止のための組織設置などが学校に義務づけられる。一方、加害側への出席停止措置などについて、「防止につながらない」などの指摘もある。法案は、自民、民主など6党が共同提出。「教育現場の意見が十分に反映されていない」などとして共産、社民両党は反対した。条文では、いじめを「一定の人的関係にある他の子による心理的・物理的な影響を与える行為」とし、さらに「対象の子が心身の苦痛を感じているもの」と定義した。インターネットでの行為も含まれる。小中学校や高校などは、複数の教職員やスクールカウンセラーによる組織を置き、いじめ対策などを検討することが定められる。校内での相談窓口の設置やいじめに関する定期調査、道徳教育の充実なども決められた。いじめがあった場合、学校は、速やかな事実確認▽被害側への支援▽加害側への指導・助言を実施。犯罪のような行為は、警察への通報義務も定めた。子どもの生命が危ぶまれるような事例では、アンケートなどで迅速に調査し、結果を被害者側へ適切に提供する必要もある。国会審議では、いじめた子に出席停止などの適用を規定した点をめぐり、「厳罰化ではいじめを防げない」とも指摘された。法案の提出議員は「学校の秩序維持と被害者の保護が目的で、厳罰ではない」と説明。子どもへの規範意識の指導を保護者の努力義務とした点については「家庭教育の自主性は尊重する」とした。国会審議では付帯決議がつき、「いじめの対処について第三者の参加などで公平性・中立性を確保」「調査結果などを保護者と適切に情報共有」などに努めるよう、配慮が求められた。

#### ■ 2013/6/21 【朝日新聞】

### 働く女性、3人に1人が出産退職 男女共同参画白書

安倍内閣は21日、2013年版男女共同参画白書を閣議決定した。白書は、仕事に就いている女性の3割弱が結婚を機に退職している実態を紹介し、子育てと仕事が両立できる働

き方の普及が課題だと指摘。安倍内閣は成長戦略に働く女性の活躍を盛り込んでおり、保育所の定員増などの支援を強める方針。白書によると、結婚前から仕事に就いていた女性のうち、27・7%が結婚、36・0%が第1子の出産を機にそれぞれ辞めていた。また管理職に占める女性の割合は11・1%にとどまり、フィリピン（52・7%）、アメリカ（43・0%）など欧米やアジア諸国に比べ、依然として低い水準となっている。今後の取り組みとして、育児や家事などの役割分担の見直しのほか、社会人になってからの学び直しの支援、雇用形態の正規や非正規にとらわれない、能力を重視した働き方の普及などが必要だと指摘している。

#### ■ 2013/6/21 【読売新聞】

### 「体罰必要」高校野球部の1割… 高野連に衝撃

日本高校野球連盟などは20日、全国の加盟4032校の硬式野球部に対するアンケートで、指導者から部員への体罰問題について、全体の9・7%（393校）が「（体罰は）指導する上で必要」と回答したと発表した。指導者に根付く体罰容認の深刻さが改めて浮き彫りになった。「高校野球実態調査」として1998年度から5年ごとに行われており、今年は4月に実施。回答者は野球部長や監督で、質問は108項目、回答率は100%だった。体罰問題は今回初めて質問に盛り込まれ、「絶対にすべきでない」「指導する上で必要」の2項目から答えを選択。1割近くが「体罰は必要」と回答する一方で、「絶対にすべきではない」と回答した指導者は89・4%（3605校）を占めた。日本高野連は今年2月、加盟校に体罰根絶の徹底を求める通達を出していた。西岡宏堂・審議委員長は「間違った考えの人がまだこれだけいることはショックだ。体罰がなくなるまで言い続けたいといけな」と厳しい口調で語った。

■ 2013/6/22 【読売新聞】

「児童生徒と信頼関係困難」60%…  
千葉県内の若手教員

千葉県内の小中高校の若手教員の多くは、児童生徒との信頼関係を築くのが困難と感じていることが、県総合教育センターのアンケート調査で分かった。近年のベテラン教員の退職の増加に伴い、若手教員に経験を伝える教員が減ったことなどが背景とみられる。同センターでは今年度、子どもたちとの関係づくりや指導等のガイドブックを作成するなど支援に乗り出している。アンケートは同センターが昨年6月、教職経験6年目の「5年経験者研修」を受けた教員429人を対象に行った。学級づくりを進める上で「困難を感じていること」を聞いたところ、「児童生徒との信頼関係を築くこと」について「とても思う」「ある程度思う」をあわせると60・4%に上った。「児童生徒同士のよりよい人間関係を築く」も84・7%で、学級内で良い人間関係を築いたり、築かせたりすることが苦手な教員の姿が浮き彫りになった。保護者との連携や対応を円滑に行うことについて困難を感じている教員も78・3%と高かった。1970～80年代にかけて都市部で児童数が増加し、それに伴い大量採用された教員の退職がここ数年続いている。県教委によると、教員の退職は2008年度末の1328人から12年度末には1605人で、新規採用も1245人（09年度）から1618人（13年度）となっている。同センターでは、ベテラン教員の減少とともに、職務が多岐にわたって多忙感の増す学校現場で、教員同士が話し合う時間を取りづらいことも、学級づくりなどのノウハウが若手に伝わりにくい要因と見ている。若手教員に限らず、児童生徒や保護者との関係に悩むベテラン教員もいるという。

■ 2013/6/25 【朝日新聞】

教育機関に公的支出、  
日本はGDP比4年連続最下位

経済協力開発機構（OECD）は25日、加盟国の教育に関する調査結果を発表した。2010年の国内総生産（GDP）に占める教育

機関への公的支出の割合は、日本は3・6%で、比較可能な30カ国のうち最下位。同年には「高校無償化」が始まったが、4年連続で最下位となった。発表によると、公的支出のGDP比は、加盟国平均が5・4%。国別では（1）デンマーク（7・6%）（2）ノルウェー（7・5%）（3）アイスランド（7・0%）（4）ベルギー、フィンランド（6・4%）の順に多かった。他の主要国では、英5・9%、仏5・8%、米5・1%など。日本の値は前年と同じ。10年のGDPをもとにすると、教育機関への公的支出は約18兆円。同年に高校無償化（年約4千億円）を始めたが、GDPが前年より伸びたこともあり、教育への公的支出の割合に大きな変化はみられなかった。小中高校の教育経費に占める公的支出の割合をみると、日本は93・0%で、OECD平均（91・5%）と同水準。だが、大学など高等教育では34・4%で、OECD平均（68・4%）を大きく下回った。高等教育に充てる公的支出の少なさが、全体のGDP比の割合を下げている。教育の公的支出額を子ども1人あたりでみると、日本は1万596ドルで、比較できる29カ国中12位。OECD平均（9313ドル）より高かった。経済規模の割に教育にかける公的支出は少ないが、少子化の影響もあり、子ども1人あたりの金額でみれば国際平均の水準を保っている形だ。

■ 2013/6/26 【毎日新聞】

教科書検定：見直し  
自民・教育再生本部「教科書法、制定を」

自民党の教育再生実行本部は25日、教科書検定の見直しに向けた議論の中間まとめを、安倍晋三首相に提出した。教科書の基本的な在り方を定めた「教科書法」の制定や教科書検定でアジア諸国に配慮する「近隣諸国条項」の見直しを示した。時期や具体的方針は今後の検討課題としたが、教育への政治関与には抵抗も強く、実現には曲折がありそうだ。中間まとめでは「多くの教科書に自虐史観に立つなど問題となる記述がある」とした上で、検定基準について、歴史的な事実に関して政府見解や判例があればきちんと触れ、諸説あ

る場合は多数説や少数説をバランスよく取り上げることを求めた。確定的な見解がない事案は断定的な記述を避けることも盛った。また、将来的には教科書の定義、検定、採択などの在り方を定めた教科書法の制定を目指すとした。近隣諸国条項については「見直し」としただけで「廃止」などの具体的な方向性は示さなかった。一方、下村博文文部科学相は25日、外国報道関係者向けの記者会見で「歴史には光と影の部分があり、バランスよく教えることを考えたいが、近隣諸国条項を今、見直す考えはない」と説明した。

#### ■ 2013/6/27 【朝日新聞】

##### 給食のおかわり、アレルギーの児童は禁止 防止委が素案

東京都調布市の市立小学校で昨年12月、食物アレルギーのある女児が給食を食べて死亡した事故を受け、市の食物アレルギー事故再発防止検討委員会は26日、報告書の素案をまとめた。食物アレルギー対応をしている児童のおかわりを全面禁止にすることや、アレルギー原因の代表食材の使用禁止などを盛り込んだ。素案を元に7月中旬にも最終報告をまとめる。素案では、食物アレルギー対応について教育委員会全体で取り組んでおらず、学校関係者も食物アレルギーの怖さを十分認識していなかったことなどが事故の背景にあった、と指摘した。その上で、重いアレルギーの原因となるピーナツ、そば、キウイフルーツの3食材の学校給食での使用禁止などの対策を挙げた。教員や栄養士への研修を徹底し、子どもに対しても食物アレルギーを正しく理解するよう指導する。また昨年末の死亡事故は、おかわりをしたために起きたことを踏まえ、当面はアレルギー対応の児童には、おかわりを禁止する。

#### ■ 2013/6/27 【毎日新聞】

##### 都教委「教科書使うな」 検定通過の実教出版日本史、 国旗国歌「公務員へ強制の動き」記述

東京都教育委員会は27日の定例会で、高校で使う特定の日本史教科書に国旗国歌法に関して不適切な記述があるとして、各都立高に「使用はふさわしくない」とする通知を出すことを決めた。高校の教科書は各校長が選定して都道府県教委に報告することになっており、選定に教委が事実上の介入をするのは極めて異例。通知に強制力はないが、都教委は「指摘した教科書を選定した場合は、最終的に都教委が不採択とすることもあり得る」としている。都教委が問題視しているのは、実教出版の「日本史A」と、来年度向けに改訂された「日本史B」。国旗国歌について「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」と記載している。都教委は2003年、学校行事で日の丸に向かい君が代を斉唱することを通達で義務付け、従わない職員は懲戒処分にする厳しい対応を取ってきた。最高裁は11年、起立斉唱の職務命令を合憲と判断したが、12年の判決では「減給や停職には慎重な考慮が必要」との判断も示している。実教出版の日本史Aには11年度の検定で「政府は国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし現実はそのようになっていない」との記述に文部科学省の意見が付き、後半を「公務員への強制の動き」などと書き換えて合格。文科省によると、日本史Aの全国シェアは約14%という。だが、都教委は昨年3月以降、各校に電話で「都教委の考えと合わない」と伝え、13年度の教科書に選定しないよう要求。採択の最終判断は都教委ができることもあり、この教科書を選定した高校はなかった。14年度から使う教科書を決める昨年度の検定では、同じ記述がある日本史Bも合格。都教委は不使用を徹底するため、今回は文書で通知することにしたという。都教委幹部は「『公務員への強制』という表現は明らかに間違っており、採用するわけにはいかない」と話している。実教出版は「そうした決定が出たとすれば大変残念だ」とコメントした。

■ 2013/6/28 【読売新聞】

**体罰、全国の小中高で 6000 件…  
昨年度 被害 1 万 2 千人**

2012 年度に全国の国公立の小中高校などで確認された体罰が 6000 件以上に上ることがわかった。大阪市立桜宮高校の体罰問題を受け、文部科学省が都道府県や政令市の教育委員会を通じて実態調査を進めており、読売新聞社が各教委に取材、集計した。負傷を伴わないケースが大半とみられるが、被害を受けた児童生徒は 1 万 2000 人を超えており、学校現場での体罰の広がりや浮かび上がった。体罰を巡っては、文科省が全国の公立小中高校などを対象にした緊急調査を実施し、昨年 4 月～今年 1 月末分の計 840 件（752 校）を中間報告として発表。さらに、各教委などに児童生徒や保護者へのアンケートなどを踏まえた調査を求め、国私立校を含めた最終報告（昨年 4 月～今年 3 月末）の取りまとめを行っている。

■ 2013/6/28 【毎日新聞】

**土曜授業：実施しやすく…  
文科省が省令改正方針**

下村博文文部科学相は 28 日の閣議後の記者会見で、公立小中高校での土曜授業について、来年度から自治体独自の判断で実施しやすいよう省令改正を行う方針を明らかにした。来年度予算の概算要求に関連費用を盛り込む。土曜授業は、現在も学校教育法施行規則で公開授業や行事など「特別の必要」がある場合に可能。しかし実施率は、土曜などを公開授業に活用したところのある小学校の場合で 5・7%にとどまるなど、ごく一部でしか行っていない。文科省は全国一律実施を視野に今年 3 月に検討を始め、同日、中間まとめを発表した。一律実施は、週 5 日制が定着していることや、教職員の勤務体制の再整備に課題が多いことから、検討課題とした。まずは各自治体の判断で土曜授業をしやすいよう柔軟化する方向で同施行規則を改正する。中央教育審議会での議論を経て、今秋に最終とりまとめを行う。

■ 2013/6/29 【朝日新聞】

**中学生に「大阪府内統一テストを」  
大阪市教委が要望**

大阪市教委は 28 日、府内の中学生が対象の「学習到達度テスト」導入を求める要望書を府教委に提出したと公表した。テストの点を中学の内申書に直結させ、客観的な学力を高校入試の判断材料にしてもらうのがねらいという。府の教育制度について市教委が要望を出すのは異例。府教委は公立中学の内申書を、現在の相対評価から、最短なら 2016 年度入試で絶対評価に切り替える予定。市教委の要望書は（1）絶対評価なら、どの中学も共通の評価方法にそろえるべきであり、府内統一のテストが必要（2）テストをしない教科も、生徒の客観的な学習達成度を正しく内申書に反映すべき（3）新制度の全体像を早急に示してほしいとしている。到達度テストが導入されれば、中学生は高校入試を見据えたテスト対策を迫られる。市教委内部では、昨年「絶対評価にするならテスト導入の議論は避けては通れない」との声が上がっていた。

■ 2013/7/3 【毎日新聞】

**文科省：  
教育困難校の校長や休日部活動の指導、  
教員手当アップ検討  
「主任」「休職」減額で充当**

授業が成立しにくい教育困難校の校長や部活動顧問ら負担が大きい教員に対し、文部科学省は手当増額の検討を始めた。公立小中学校を対象に、部活動手当は倍増させ、現在最高で給料の 17・5% についている管理職手当を 20% までアップ。一方、主任教諭や休職教員の手当は減額する方針だ。教育予算の大幅増が難しい中、手当にメリハリを付けて意欲ある教員を支えるのが狙い。国庫補助基準額の見直しを来年度予算の概算要求に盛り込む。関係者によると、土曜、日曜など休日を部活動の指導に充てて、尽力する教員には、現在 1 日 2400 円（4 時間）の部活動手当を同 4800 円に倍増させる。管理職手当の増額対象は、教育困難校のほか、地域のリーダー的役

割を果たす学校長で、副校長や教頭も同様に加算する。増額する手当の原資の一部は他の手当を削減して捻出。教務主任や教科主任の手当は廃止も含めて見直し、仕事の役割は校長や副校長を補佐する主幹教諭に引き継いでいく。早朝出勤など不規則な勤務に対応するため、管理職を除く教員には時間外勤務手当の代わりに「教職調整額」として月給の4%が一律支給されているが、文科省は休職中の教員など時間外勤務への配慮の必要がない対象者について最大1%まで削減できないか検討している。教職調整額は各地で削減の動きがあり、東京都は研修しても指導力が改善しない教員を1%まで減額している。義務教育教職員の給与・手当の国庫負担率は3分の1で、残りは自治体が負担。国庫補助の基準額が引き上げられると地方負担も増えるが、他の手当も同時に削減されるため、自治体は国の方針に連動するとみられる。

#### ■ 2013/7/5 【朝日新聞】

### 育児取得率、男女とも2年ぶり減少 雇用情勢悪化で鈍化

厚生労働省が4日発表した2012年度の雇用均等基本調査で、育児休業をとった男性の割合は過去最高だった前年度を0.74ポイント下回る1.89%だった。在職しながら育児をとった女性も83.6%で前年度より4.2ポイント低く、男女とも2年ぶりの減少になった。厚労省は東日本大震災後の雇用情勢の悪化が取得をためらわせた要因とみている。昨年10月、全国5862事業所に質問を郵送し、7割が回答した。10年10月からの1年間で、本人か配偶者が出産した人の、調査時点での状況を尋ねた。女性の取得率には、出産前に退職した人は含まれていない。男性の取得率は過去2番目の水準で、10年度の1.38%は上回った。日数は5日未満が41.3%で最も多く、1カ月未満が7割を超える。とった人のいた事業所の割合は4.0%で前年度より0.3ポイント増えた。女性の取得日数は10カ月～12カ月未満が33.8%で最多。育児後に復職しなかった人も1割いた。また、派遣など

有期契約で働く人の取得率は前年度より9.3ポイント低い71.4%だった。

#### ■ 2013/7/5 【読売新聞】

### 私立幼稚園「こども園」参入緩和… 待機児童対策

政府は、幼児教育と保育の機能を併せ持つ「認定こども園」を2015年度から刷新するのに合わせ、私立幼稚園からの参入が容易になる仕組みを導入する。保育の待機児童がない地域では現在、幼稚園が保育も行うことになるこども園の参入は自治体が認めないことが多い。だが、既に預かり保育を常時行うなど要件を満たす場合は参入を認め、認定こども園の拡大を加速する。消費税財源で保育制度を拡充する「子ども・子育て支援新制度」の基本指針に盛り込む。その案を、5日開かれる内閣府の「子ども・子育て会議」に示す。新制度は、全自治体に保育利用の希望調査と施設の整備を義務づける。そのガイドラインとなる指針で、夕方までの預かり保育を毎日実施するなど実績が十分な私立幼稚園には、希望すればこども園への参入を原則認めることを明記する。

#### ■ 2013/7/7 【朝日新聞】

### 生活保護減額で就学援助減少か 対象外の子増える恐れ

8月から始まる生活保護基準額の引き下げが、経済的に苦しい家庭の小中学生に対する就学援助に影響するか。5月から6月にかけて市民団体が実施したアンケートで、3割の自治体が来年度以降に「影響がでる」との見通しを示していたことがわかった。下村博文・文部科学相は、就学援助の水準は下げないという考えを示しているが、最終的な影響の有無はなお不透明だ。就学援助は、小中学生に学用品費などを支給する制度。157万人近くが利用している。生活保護基準額などを目安に対象者を定める自治体が多い。生活保護基準額が下がれば就学援助の対象範囲が狭まり、

受けられなくなる子が出るのでは、と懸念されている。「全国生活と健康を守る会連合会」(東京)が指定市・県庁所在市などにアンケート、55自治体が回答した。その結果、6割は影響の有無を「検討中」とし、「影響しない」という回答は1自治体にとどまった。「影響がでる」とした自治体からは「就学援助から外れる子どもが増える懸念がある」(山形県鶴岡市教育委員会)、「市町村の財政状況によって対応に格差がでないよう、国の財源支援が必要だ」(岐阜市教育委員会)などの声があった。各自治体は今後の政府対応を検討し、就学援助の認定について最終的な判断をする見込みだ。文科省はアンケートについて直接のコメントはしなかったが、「子どもたちの教育を受ける機会が妨げられることのないよう国として取り組み、自治体にも依頼している」と話している。

#### ■ 2013/7/8 【毎日新聞】

##### 母親の4人に1人、子供の教育費削減

3～18歳の子供がいる母親の4人に1人が、4年前に比べて塾などの教育費を減らしていることがベネッセ教育総合研究所の調査で分かった。担当者は「不況で習い事の掛け持ちをやめたり、安い習い事を選んだりする傾向がみられる」と分析している。調査は3月下旬、1万6480人の母親に対し、インターネットで実施し、1カ月あたりの学校外教育活動(スポーツクラブ、塾など)の費用を聞いた。2009年の平均は計1万6700円だったが、13年は1万5000円だった。学校段階別の減少額は幼児が500円▽小学生が1700円▽中学生が2800円▽高校生が2200円ーだった。教育費に対する考え方を尋ねると、27%が「不況で教育費を減らした」と回答。66%が「教育にお金がかかり過ぎる」と答えた。「子ども手当などの支給で教育費を増やした」母親は18%にとどまった。一方、子供1人にかかる費用を世帯年収別にみると、年収400万円未満の世帯は8500円▽400万～800万円未満は1万4100円▽800万円以上は2万5600円だった。

#### ■ 2013/7/9 【読売新聞】

##### いじめ・体罰への対応盛り込む… 文部科学白書

下村文部科学相は9日の閣議に2012年度版文部科学白書を報告した。いじめ・体罰問題への対応や、政府の教育再生実行会議の提言などを詳しく紹介している。今回の白書は、いじめや体罰問題をまとめた形で取り上げた。いじめを受けていた生徒が自殺した問題を受け、文科省が緊急にいじめの実態調査を行ったことや、犯罪にあたるいじめ行為があった場合、警察に相談・通報するよう学校に求めたことなどをまとめた。体罰問題では、各都道府県教委に対し、懲戒と体罰の区別を示したことを報告。「いじめや体罰への対応を徹底し、一人でも多くの子供を救うことは緊急課題」と強調した。閣議後、下村文科相は「いじめの加害者にも、被害者にも、傍観者にもさせないという姿勢を、文科省としても示していく」と話した。

#### ■ 2013/7/10 【朝日新聞】

##### 育休給付引き上げ検討 田村厚労相、 森雅子氏応援で発言

厚生労働省は、育児で仕事を休んだ男女に休業前の賃金の5割を保障する「育児休業給付」の支給割合を引き上げる検討を始めた。田村憲久厚生労働相が10日、福島県内で「(引き上げるための)見直しに向けて検討を始めた。絶対に必要だ」と発言した。参院選福島選挙区に自民党から立候補している森雅子少子化相の支援者向け集会で明らかにした。育児休業給付の財源は、労使でお金を出し合う雇用保険で、国も一部を負担する。子どもが原則1歳になるまでの間、休業前の賃金の5割が出る。2012年度は23万7383人が利用を始め、平均受給額は月額11万932円。全国で2566億円が支給された。実際に支給割合を上げるには、経営側や労働組合の代表者が集まる労働政策審議会の議論が必要になる。ただ、財源確保のため雇用保険料を上げる必要がある可能性もあり、議論には時間がかかりそうだ。雇用保険法では、育児休業給付は

賃金の4割。ただ、07年からは付則により、暫定的に5割に引き上げている。

## ■ 2013/7/10 【琉球新報】

### 領有権問題：教育から 日・台・韓研究者、共通教材作成へ

尖閣諸島や竹島をめぐる領有権問題が国際的な注目を集める中、「海洋領土紛争」をテーマに、日本、韓国、台湾の研究者が共同で中学生向けの共通教材を作るプロジェクトが始まっている。研究者は「生活者」や「生活圏」の視点で「国境」を捉えることを提案。教材を各国の教育現場で活用することで、関係国の若い世代が共通の歴史認識を持ち、平和的共存につなげることを狙う。各研究者は共通教材の作成に向け3カ国で大学生を対象に教材を考える講義を3月から実施。学生の声も取り入れながら、意見の違いをどう乗り越えるかを考える挑戦が国境を越えてスタートした。同プロジェクトを進めているのは、琉球大学の山口剛史准教授、韓国の建国大学の朴三憲（パクサムホン）副教授、台湾の南台科技大学の楊素霞（ヤンスシャー）副教授の3人。今後、中国側の声も反映させ、プロジェクトを広げたい考えだ。3カ国の大学生を対象にした講義では、各国の教科書の領有権問題に関する記述や「固有の領土」に関する考え方の違いなどを紹介し、国境を越えた“市民”として問題を捉え、対話する大切さを説いている。各国の学生からは、領有権問題解決には「持続的な交流と対話が重要」「互いの立場を十分理解し、歴史的、客観的判断の下で合意に達するべきだ」との意見が出た一方、「より強く所有権を主張するべきだ」と政府に求める意見も出た。研究者らは6月26日、沖縄キリスト教大学院大学で市民学習会を開き、講義内容の紹介や成果を報告した。台湾の楊副教授は「台湾の教科書からは紛争の実態を認識することができない。（台湾の人々の）尖閣問題に対する認識は、政府やメディアによってつくられる」と指摘した。韓国の朴副教授は「危機に陥った政治家が領土問題を利用し、私たちが振り回される」と話し、国の枠を超

えて対話をする事の大切さを強調した。山口准教授は「歴史や領土認識がどのように平和的共存につながるのか、紛争があるとするならばどう解決するのかを、子どもたちは中学から学ばないといけない」と意義を語った。プロジェクトは、韓国の「アジア平和と歴史研究所」が事業主体となり、東北亜歴史財団独島研究所の後援を受けている。

## ■ 2013/7/10 【読売新聞】

### 小中高に「スーパー食育スクール」… 中間報告案

学校での食育のあり方を検討している文部科学省の有識者会議は9日、食育活動に熱心な小中高校を「スーパー食育スクール（SSS）」として指定することを求める中間報告案をまとめた。地元の生産者らと連携した農業体験活動や、食を通して児童生徒の生活習慣を改善する取り組みなどを推進するのが目的。中間報告は今月中に公表される予定。同省は来年度政府予算の概算要求に反映させ、全国の小中高校50校程度を指定したい考えだ。SSSは、大学や企業、地域と連携して食育プログラムの開発などを行う。食育に取り組むことで、体力増進や学力などにどんな効果や影響があるかなども検証するという。学校と関係機関や団体のつなぎ役として、都道府県に「食育コーディネーター」（仮称）の配置も検討されている。

## ■ 2013/7/11 【朝日新聞】

### 東京都教委議決への抗議 15件に 日本史教科書巡り

実教出版の高校日本史教科書の使用を「不適切」とした都教育委員会の議決に抗議し、9市民団体が9日、撤回を求める請願や要請をそれぞれ提出した。この議決に対しては他にも抗議が寄せられ、抗議はこれで計15件となった。都教委は、同社の「高校日本史A」と「高校日本史B」が国旗掲揚、国歌斉唱について「一部の自治体で公務員への強制的動きがある」

と記述している点を問題視し、各高校が採択しないよう求めている。9日は議決の撤回を求めて、大学教授や労働組合で作る「都教委の高校教科書採択妨害を許さない実行委員会」が記者会見した。事務局の依義文さんは「生徒の知る権利を奪うことになる。明らかに都教委の学校教育に対する支配、介入だ」と訴えた。

#### ■ 2013/7/25 【朝日新聞】

### 児童虐待、最多6万7千件 昨年度、10年前の2.8倍

全国の児童相談所（児相）が2012年度に対応した児童虐待の件数（速報値）は6万6807件で、前年度より6888件増えた。統計を取り始めてから22年連続で過去最多を更新、10年前の02年度と比べて2.8倍となった。また、11年度に虐待で亡くなった子どもは99人（うち無理心中は41人）にのぼった。厚生労働省が25日に集計結果を公表した。虐待件数は、児相が18歳未満の子どもについての被害通報を受け、対応したケースを集計したもの。厚労省は、児童虐待に対する意識の高まりや児相と警察などの連携が進んだことなどで相談・通報が増えたほか、虐待そのものも増えているとみている。虐待防止のために昨年4月に始まった新制度に基づき、児相が親権停止を家庭裁判所に申し立てた件数は、1年間で27件あった。一方、11年度に虐待で亡くなった99人のうち、無理心中以外は58人。0歳児が25人と最も多く、2歳児以下で全体の3分の2（39人）を占めた。主な加害者は「実母」が57%で最も多く、「実父」は19%、「実母と実父の両方」が9%だった。虐待の種類では、殴るなどの「身体的虐待」が66%、食事を与えないなどの「ネグレクト」（育児放棄）が28%だった。これらの結果を分析した厚労省の専門委員会は、行政側の対策として、望まない妊娠の相談を受ける窓口の充実や、児相職員の専門性確保などの体制強化を提言した。

#### ■ 2013/7/26 【毎日新聞】

### 子育て支援：待機児童解消へ指針…政府会議

政府は26日の「子ども・子育て会議」で、2015年度に本格スタートする新たな子育て支援制度の基本指針をまとめた。指針をもとに、各自治体は保育や幼児教育施設の整備などの事業計画を策定し、全国で約2万5000人による保育所待機児童を、17年度末までに解消することをめざす。基本指針は「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、質の高い教育、保育を提供するとしている。市町村に対しては、現在の保育所の定員の不足状況だけでなく、保護者の意向も調査した上で将来的な需要を把握し、必要な保育サービスを確保するための手段などを記した5カ年計画を策定するよう義務づけた。これまでは、保護者に保育所を利用したいという希望があっても、自治体が財政負担が増えることを嫌い、施設の認可を拒むケースがあったが、新制度では、保育の需要が供給を上回っている限り、原則認可することとした。幼稚園と保育園の機能を併せ持つ「認定こども園」については、施設数を増やすことを重視し、供給超過でも自治体の判断で設置できるとした。新制度は、消費税率が10%に引き上げられる15年度から、増税分のうち7000億円をあてて保育サービスの量を拡大し、保育士の処遇改善などによって保育の質の向上を図る。昨年決定した「税と社会保障制度の一体改革」で、現役世代向けの支援策の柱に位置付けられている。

#### ■ 2013/7/28 【朝日新聞】

### 神奈川県教委も教科書選び介入 実教出版使用、再考促す

神奈川県教育委員会が、実教出版（東京）の日本史教科書の使用を希望した県立高校に対し、「一部記述が県教委の方針と相いれない」と再考を促していたことが分かった。高校教科書は各校が選び、都道府県教委が採択する仕組みで、各校の選定に介入するのは異例だが、東京都教委も6月、同じ記述をめぐって「使用は適切ではない」との見解を示してい

る。神奈川県教委によると、24日の校長会の後、実教出版の「高校日本史A」「高校日本史B」を希望する28校の校長を残して再考を促した。国旗掲揚・国歌斉唱に関して「一部の自治体で強制的動きがある」とした記述について、「学習指導要領に基づくもので『強制』は行き過ぎている」と説明。「公開の教育委員会議で不採択になる可能性もあり、学校名が公になって混乱を招く」とも話したという。各校は希望する教科書を10日までに県教委に伝えた。23日の教育委員の協議会で委員から「(実教出版の)採択は難しいのでは」との意見が相次ぎ、校長に伝えることになったという。

#### ■ 2013/8/1 【朝日新聞】

### 「高校無償化からの除外は違憲」 広島朝鮮学校が提訴

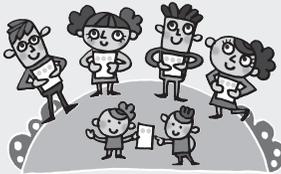
国が朝鮮学校を高校無償化の対象から除外したのは法の下での平等を定めた憲法に違反するとして、広島朝鮮初中高級学校（広島市東区）を運営する学校法人・広島朝鮮学園と在校生、卒業生が1日、除外措置の取り消しなどを求める訴えを広島地裁に起こした。文部科学省は2月、省令を改正し、朝鮮学校を高校無償化の対象から外した。訴状によると、原告は、北朝鮮との外交上の問題を理由に除外するのは国籍によって差別的取り扱いを受けない権利を保障した憲法に違反していると主張。措置取り消しのほか、無償化されていれば受けられた支援金や慰謝料を国が支払うよう求めている。弁護団によると、これまで大阪、名古屋で同様の提訴があり、東京、福岡、神戸での提訴も予定しているという。





## 活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。



●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.138／2013年9月号

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2013年9月12日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F  
TEL 03(3265)2197  
e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp  
URL:http://jinken-kodomo.net/

郵便振替／0018-8-18438（子どもの人権連）  
年会費＝個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円